

鎌ヶ谷第3次市環境基本計画

骨子案 ver2.1

2022（令和4）年7月

鎌ヶ谷市

はじめに

私たちは、大気、水、土壌、気候、地形そして動植物などの自然を享受し、地球環境・自然環境とのかかわりの中で、社会経済活動を行っています。また、私たちの生活環境は、自然とともに築かれてきた歴史や文化と切り離して考えることはできません。このため、環境問題の解消に向けて、私たち一人ひとりが、環境負荷低減に配慮した暮らしをしていくことが求められています。

鎌ケ谷市は、「かきくく基本計画」の「自然と社会が調和する環境基本計画」の目標とさまざまな環境施策を進めてきました。

本計画では、市民「知る」ことで環境問題に取り組む基本的な方向と市民・事業者・行政の各主体の具体的な参加や協働の内容と推進体制など、私たちの環境課題への取組姿勢を描いています。

私たち一人ひとりの暮らし方が、将来の子どもたち世代に、よりよい環境を引き継ぐうえで大きく影響することを認識し、私たちが暮らす環境を守り、創造していくよう計画を進めていきます。

最後に、計画策定にあたりご審議いただいた環境審議会委員のみなさま、並びに、計画策定にご協力いただいた環境ワークショップに参加されたみなさまにこころより感謝を申し上げます。

2023（令和5）年3月
鎌ケ谷市長 芝田 裕美

目 次

第 1 章	計画改定の背景・基本的事項	1
1	環境をめぐる社会の動き	2
2	前期計画の検証	13
3	計画策定の方向性	18
4	計画の基本的事項	24
第 2 章	環境像と基本目標	29
1	望ましい環境像	30
2	基本目標	31
第 3 章	環境施策	37
1	環境施策の体系	38
2	環境施策	40
	基本目標 1 脱炭素社会 ～脱炭素に配慮した暮らしを育むまち～	40
	基本目標 2 循環型社会 ～資源循環に配慮した暮らしを育むまち～	51
	基本目標 3 自然共生社会 ～自然と人との共生を育むまち～	56
	基本目標 4 安全・安心社会 ～安全・安心・快適な暮らしを育むまち～	61
	基本目標 5 市民との協働 ～環境パートナーシップを育むまち～	67

《以下の項目は、計画書に掲載予定》

第 4 章	計画の確実な推進のために	
1	計画の推進体制	
2	計画の進行管理	
資料編		

第1章 計画改定の背景・基本的事項

1 環境をめぐる社会の動き

1-1 環境問題を取り巻く世界の動向

● 持続可能な開発のための2030アジェンダ【持続可能な開発目標（SDGs）】

「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（以下、「2030アジェンダ」と表記します。）は、2001（平成13）年に策定された「ミレニアム開発目標」（Millennium Development Goals：以下、「MDGs」と表記します。）の後継として、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された2030年までの国際開発目標です。

国際社会は、MDGs を開発分野の羅針盤として、15年間で一定の成果を上げましたが、教育、母子保健、衛生といった未達成の目標や、深刻さを増す環境汚染や気候変動への対策、頻発する自然災害への対応といった新たな課題が生じるなど、MDGs の策定時から、開発をめぐる国際的な環境は大きく変化しました。

2030アジェンダは、こうした状況に取り組むべく、相互に密接に関連した17のゴール（目標）と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals：以下、「SDGs」と表記します。）を掲げ、人間の安全保障の理念を反映し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、国家レベルだけでなく、市民・事業者・行政などの多様な主体が連携して行動することが求められています。また、SDGs の17のゴールは相互に関係しており、経済面、社会面、環境面の課題を統合的に解決することや、1つの行動によって複数の側面における利益を生み出す多様な便益（マルチベネフィット^{※1}）を目指すという特徴を持っています。

※1 SDGs においては、1つのターゲットに対して統合的なアプローチを行う事で複数ターゲットの同時達成につなげる取組のこと。

持続可能な開発目標 (SDGs)



目標1 [貧困]
あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる。



目標2 [飢餓]
飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する。



目標3 [保健]
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。



目標4 [教育]
すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。



目標5 [ジェンダー]
ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行なう。



目標6 [水・衛生]
すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。



目標7 [エネルギー]
すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。



目標8 [経済成長と雇用]
包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する



目標9 [インフラ、産業化、イノベーション]
強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。



目標10 [不平等]
国内及び各国家間の不平等を是正する。



目標11 [持続可能な都市]
包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。



目標12 [持続可能な消費と生産]
持続可能な消費生産形態を確保する。



目標13 [気候変動]
気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。



目標14 [海洋資源]
持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。



目標15 [陸上資源]
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。



目標16 [平和]
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。



目標17 [実施手段]
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

● 脱炭素社会の形成に向けた枠組み【パリ協定】

2015（平成27）年12月、パリで開催されたCOP21（国連気候変動枠組条約第21回締約国会議）において、2020（令和2）年以降の温暖化対策の国際的枠組みとなる「パリ協定」が正式に採択され、2016（平成28）年11月に発効しました。

「パリ協定」では、「世界全体の平均気温の上昇を2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること、このために今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出の実質ゼロ（人為的な温室効果ガス排出量と吸収量を均衡させること）にすること」などが目標として定められました。

「パリ協定」は、歴史上初めて先進国だけでなく途上国を含む世界の国々が、温室効果ガス削減に向けて自国の目標を提出し、目標達成に向けた取組を実施することなどを規定した公平かつ実効的な枠組みとなっています。

● IPCC1.5℃特別報告書

パリ協定を受け、気候変動枠組条約はIPCC（気候変動に関する政府間パネル）に対し、1.5℃の気温上昇に着目して、2℃の気温上昇との影響の違いや、気温上昇を1.5℃に抑える排出経路等について取りまとめた特別報告書を準備するよう招請し、2018（平成30）年10月に開催されたIPCC第48回総会において、「1.5℃特別報告書^{※1}」が承認・受諾されました。

同報告書では、世界の平均気温が2017（平成29）年時点で工業化以前と比較して約1℃上昇し、現在の度合いで増加し続けると2030年から2052年までの間に気温上昇が1.5℃に達する可能性が高いこと、現在と1.5℃上昇との間、及び1.5℃と2℃上昇との間には、生じる影響に有意な違いがあることが示されました。

約1℃というと、ささいな上昇のようですが、気温が約1℃上昇している中、近年の激甚な気象災害に温暖化が寄与した例が指摘されるなど、具体的な影響が現れ始めています。

1.5℃報告書では、さらに将来の平均気温上昇が1.5℃を大きく超えないようにするためには、2050年前後には世界のCO₂排出量が正味ゼロとなっていること、これを達成するためには、エネルギー、土地、都市、インフラ（交通と建物を含む）及び産業システムにおける、急速かつ広範囲に及ぶ移行が必要であることなどが示されています。

● IPCC第6次報告書

2021（令和3）年8月に公表された「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第6次評価報告書第I作業部会報告書（自然科学的根拠）」では、地球温暖化に対する人間の影響について断定的な表現が用いられるなど、2014（平成26）年に公表された第5次評価報告書に比べ、地球温暖化に対する懸念がより強まった内容となっています。

※1 正式名称「1.5℃の地球温暖化：気候変動の脅威への世界的な対応の強化、持続可能な発展及び貧困撲滅への努力の文脈における、工業化以前の水準から1.5℃の地球温暖化による影響及び関連する地球全体での温室効果ガス（GHG）排出経路に関するIPCC特別報告書」

1-2 環境問題を取り巻く国の動向

環境政策の方向性

● 持続可能な開発のための2030アジェンダを受けて

2016（平成28）年12月に策定された「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」において8つの優先課題と具体的施策を掲げ、その中でも環境に関わりの深い優先課題として「持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備」、「省・再生可能エネルギー、気候変動対策、循環型社会」、「生物多様性、森林、海洋等の環境の保全」が示されています。

2021（令和3）年12月には、「SDGs アクションプラン2022」（首相官邸・SDGs推進本部）が公表され、引き続き、8つの優先課題について具体的な施策が示されています。

● 第五次環境基本計画

2018（平成30）年4月に閣議決定された国の「第五次環境基本計画」（環境省）では、目指すべき持続可能な社会の姿のひとつとして、「地域循環共生圏」の創造を掲げています。

「地域循環共生圏」とは、各地域が有する自然資源、生態系サービス、資金・人材などを活かして自立・分散型の社会を形成しながらも、地域の特性に応じて地域資源を補完し支え合う考え方のことです。

「地域循環共生圏」の創造に向けて、「SDGs の考え方も活用し、環境・経済社会の統合的向上を具体化する」ことを掲げ、環境政策を契機に、あらゆる観点からイノベーションを創出し、経済、地域、国際などに関する諸課題の同時解決と将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくとしています。

気候変動対策に関する動向

● 2050年カーボンニュートラル宣言

2020（令和2）年10月に、内閣総理大臣の所信表明演説のなかで、「我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル^{※1}、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。

この演説のなかで、「もはや、温暖化への対応は経済成長の制約ではない」とし、「積極的に温暖化対策を行うことが、産業構造や経済社会の変革をもたらす、大きな成長につながるという発想の転換が必要」であることを明らかにしました。その上で、次世代型太陽電池、カーボンリサイクル^{※2}をはじめとした、革新的なイノベーションの実用化を見据えた研究開発の加速、環境問題を解決するための事業に向けたグリーン投資^{※3}の普及や環境分野のデジタル化、省エネの徹底や再エネの最大限の導入を目指すことを明らかにしました。

※1 二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いてゼロを達成すること。

※2 排出された二酸化炭素を炭素資源（カーボン）と捉え、これを回収し、多様な炭素化合物として再利用（リサイクル）すること。

※3 気候変動に対応する企業行動を後押しする投資。

● 地球温暖化対策の推進に関する法律の改正

「地球温暖化対策の推進に関する法律」は、2050年までの脱炭素社会の実現に向けて改正され、2022（令和4）年4月から施行されました。

改正された法律では、基本理念に『2050年までの脱炭素社会の実現』が明記されたほか、「温室効果ガスの排出量等の抑制」としていた表現を全て「温室効果ガスの排出量等の削減」に改定、都道府県と中核市のみに言及していた地方公共団体実行計画の策定義務に、市町村を追加し、地方公共団体実行計画を策定する努力義務を課しています。

さらに、地域資源を活用した太陽光発電、風力発電等の再生可能エネルギーの促進を図る「地域脱炭素化促進事業」を法定行為として定め、促進事業の区域や目標、加えて、地域の環境保全、地域の経済及び社会の持続可能な発展に資する取組を市町村が率先して進める努力目標も課しています。

● 地球温暖化対策計画

2021（令和3）年10月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」（環境省）において、我が国の温室効果ガス排出量削減の中期目標として、2030年度において2013（平成25）年度比で46%削減すること目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていくことが定められました。

また、主な施策としては、環境保全に配慮され、地域のレジリエンス^{※1}の向上などに役立つ地域共生・裨益^{※2}型再生可能エネルギーの導入促進、住宅・建築物の省エネ基準への適合義務付けの拡大、2030年度までに100か所以上の「脱炭素先行地域」の創出などが示されています。

● 第6次エネルギー基本計画

2021（令和3）年10月に閣議決定された「第6次エネルギー基本計画」（経済産業省）において、2050年カーボンニュートラル、2030年度の温室効果ガス排出量46%削減の実現に向けたエネルギー政策の道筋を示すとともに、日本のエネルギー需給構造が抱える課題の克服のため、安全性の確保を大前提に、気候変動対策を進める中でも、安定供給の確保やエネルギーコストの低減（S+3E^{※3}）に向けた取組を進めることが重要なテーマとされています。

また、2030年におけるエネルギー需給の見通しとして、2030年度の新たな削減目標を踏まえ、「徹底した省エネルギー」や「非化石エネルギーの拡大」を進めていくことが示され、2030年における電源構成では、野心的な見通しとして再生可能エネルギーの割合を現行目標の22～24%から36～38%に大幅に拡大し、さらに水素や原子力などを加えた温室効果ガスを排出しない非化石電源で約6割を賄う方針が示されています。

※1 弾力や柔軟性があるさま。自然災害などにより都市機能が壊れない強さ（強靭さ）ではなく、都市機能が壊れてしまってもすぐに回復する強さ（強靭さ）を持った「まち」のこと。

※2 助けとなり、役立つこと。

※3 S+3E：安全性(Safety)を大前提とし、自給率(Energy Security)、経済効率性(Economic Efficiency)、環境適合(Environment)を同時に達成すること。

● 気候変動適応法と気候変動適応計画

2018（平成30）年6月には、「気候変動適応法」が公布され、温室効果ガスの排出削減対策（緩和策）と、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）は車の両輪として取り組むべきであり、本法律と「地球温暖化対策推進法」により、国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して緩和策と適応策の双方を推進するための法的仕組みが整備され、地方公共団体に「地域気候変動適応計画」の策定が努力義務として位置づけられました。

2021（令和3）年10月に新たな「気候変動適応計画」（環境省）が閣議決定され、2020（令和2）年12月に公表された「気候変動影響評価報告書」で示された影響の「重大性」「緊急性」「確信度」に応じて主要な7つの分野（「農業、森林・林業、水産業」「水環境・水資源」「自然生態系」「自然災害・沿岸域」「健康」「産業・経済活動」「国民生活・都市生活」）における施策について関係府省庁が緊密に連携して気候変動適応を推進することとされています。

● 「気候変動×防災」戦略

想定を超える気象災害が各地で頻発し、気候変動はもはや「気候危機」と言える状況の中、こうした時代の災害に対応するためには、気候変動リスクを踏まえた抜本的な防災・減災対策が必要であるとして、気候変動対策と防災・減災対策を効果的に連携して取り組む戦略（気候危機時代の「気候変動×防災」戦略）が、内閣府（防災担当）と環境省による共同メッセージとして、2020（令和2）年6月に公表されました。

● 地方公共団体における2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ表明

地球温暖化対策の推進に関する法律では、都道府県及び市町村は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとされています。

こうした制度も踏まえつつ、昨今、脱炭素社会に向けて、2050年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明した地方公共団体が増えつつあり、2022（令和4）年6月末時点で、749自治体（42都道府県、440市、20特別区、209町、38村）がゼロカーボンシティを表明しています。

● 第四次循環型社会形成推進基本計画

2018（平成30）6月に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」（環境省）では、「第三次計画」で掲げた「質」にも着目した循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との統合的取組等を引き続き重視するとともに、環境・経済・社会の統合的向上に向けた重要な方向性として、「地域循環共生圏形成による地域活性化」、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「適正処理の更なる推進と環境再生」、「循環分野における基盤整備」などを掲げています。

また、こうした方向性のもと、「バイオマスの地域内での利活用」、「シェアリング^{※1}等の2R（リデュース・リユース）ビジネスの促進、評価」、「家庭系食品ロス半減に向けた国民運動」、「高齢化社会に対応した廃棄物処理体制」などの取組を推進することとしています。

● 循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行

循環経済（サーキュラーエコノミー）とは、従来の3R^{※2}の取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すものです。

2020（令和2）年には、国内企業がこれまでの3Rの取組の中で培ってきた強みをグローバル市場で発揮し、中長期的な産業競争力強化につなげるべく、①循環性の高いビジネスモデルへの転換、②市場・社会からの適正な評価の獲得、③レジリエント^{※3}な循環システムの早期構築の3つの観点から、我が国の循環経済政策の目指すべき基本的な方向性を提示するべく、「循環経済ビジョン2020」（経済産業省）として取りまとめられました。

● プラスチック資源循環促進法の制定

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、2019（令和元）年には、ワンウェイプラスチック^{※4}の使用削減、プラスチック資源の分かりやすく効果的な分別回収・リサイクルの推進、海洋プラスチック対策などが盛り込まれた「プラスチック資源循環戦略」（環境省、消費者庁他）が策定されました。

その後、プラスチックの資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するため、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が2021（令和3）年6月に成立し、2022（令和4）年4月から施行されています。

- ※1 個人等が保有する活用可能な資産等（スキルや時間等の無形のものを含む。）を他の個人等も利用可能とすること。カーシェアリングなど。
- ※2 循環型社会を形成していくためのキーワードで、「Reduce（リデュース：発生抑制）」、「Reuse（リユース：再使用）」、「Recycle（リサイクル：再生利用）」のこと。
- ※3 弾力性・柔軟性があること。この場合、廃棄物処理・資源循環をとりまく問題に対して社会・経済・技術・国際など多方面の視点からバランスの取れた循環システムとすること。
- ※4 商品を購入した時についてくるストロー、フォークやスプーン、宿泊施設の歯ブラシやカミソリなど、一度使用されただけで廃棄が想定される使い捨てのプラスチック製品。

● 食品ロス削減の推進に関する法律の制定

食品ロスとは、本来食べられるにも関わらず捨てられてしまう食べ物のことです。2019（令和元）年度に、約570万tの食品ロスが発生したと推計されています。

食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とした「食品ロスの削減の推進に関する法律」が2019（令和元）年に制定され、施行されています。

法律第13条では、区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画として、「市町村食品ロス削減推進計画」の策定を努力義務として定めています。

また、食品ロスの削減を目指した国民運動「NO-FOODLOSSプロジェクト」を展開するなど環境省、消費者庁、農林水産省が連携して食品ロス削減に向けた取組を実施しています。

● 健全な水循環に向けた法整備、計画策定

水は生命の源であり、絶えず地球を循環し、大気・土壌などを含む自然構成要素と相互に作用しながら、生態系に広く多大な恩恵を与えてきました。しかし、近年、都市部への人口の集中、産業構造の変化、地球温暖化に伴う気候変動などの様々な要因が水循環に変化を生じさせ、それに伴い、渇水、洪水、水質汚濁、生態系への影響といった様々な問題が顕著となっています。

健全な水循環を維持・回復するための施策を包括的に推進していくため、2014(平成26)年に水循環基本法が制定され、それに基づき2015年には「水循環基本計画」(内閣官房)が閣議決定されました。

水循環基本計画では、森林、河川、農地、都市、湖沼、沿岸域等において、水循環に関する施策を通じ、流域において関係者が連携して人の営みと水量、水質、水と関わる自然環境を良好な状態に保つ、または改善に向けた活動することを「流域マネジメント」とし、これを推進していくこととしています。

● 自然共生社会の形成に向けた戦略策定

2012(平成24)9月に閣議決定された「生物多様性国家戦略2012-2020」(環境省)において、2020年までに取り組むべき施策の方向性として、「生物多様性を社会に浸透させる」、「地域における人と自然の関係を見直し・再構築する」、「森・里・川・海のつながりを確保する」、「地球規模の視野を持って行動する」、「科学的基盤を強化し、政策に結びつける」の5つの基本戦略が設定されました。

次期生物多様性国家戦略の策定に向け、2021(令和3)年7月に2050年での「自然との共生の実現」に向けた今後10年間の主要な課題や対応の方向性について、「次期生物多様性国家戦略研究会報告書」(次期生物多様性国家戦略研究会・環境省)が取りまとめられました。報告書では、これまで継続してきた生態系の保全・再生の取組に加え、持続可能かつレジリエント^{※1}で真に豊かな「自然共生社会」を目指し、自然共生社会の実現に向けて①生存基盤となる多様で健全な生態系の保全・再生、②自然を活用した解決策(NbS^{※2})などによる自然の恵みの持続可能な形での積極的な活用、③生物多様性と生態系に対する影響を内部化する社会変革、が必要であることが示されています。

※1 弾力性、柔軟性があること。この場合、自然界に備わる自然生態系の復元力・弾力性等に代表される環境の安定性を指す。

※2 Nature-based Solutions : 社会課題に順応性高く効果的に対処し、人間の幸福と生物多様性に恩恵をもたらす、自然あるいは改変された生態系の保護、管理、再生のための行動。

1-3 環境問題を取り巻く千葉県の動向

● 千葉県環境基本計画

千葉県は、2018（平成30）年3月に2018（令和元）年度から2028年度までを計画期間とする「第三次千葉県環境基本計画」を策定しました。

「第三次千葉県環境基本計画」では、目指す将来の姿「みんなで作る『恵み豊かで持続可能な千葉』」の実現に向けて、基本目標として、「地球温暖化対策の推進」、「循環型社会の構築」、「豊かな自然環境と自然との共生」、「野生生物の保護と適正管理」、「安全で安心な生活環境の保全」の5つを掲げ、特定の施策が複数の異なる課題を解決できるよう、分野横断的に施策を展開することが重要であることから、「経済」「地域づくり」「暮らし」「人づくり」に関する4つの分野横断的なテーマを設定し、分野横断的に施策を展開することで、環境・経済・社会的課題の同時解決を目指すこととされています。

● 地球温暖化対策の取組

「第三次千葉県環境基本計画」の中では、地球温暖化対策の取組として、再生可能エネルギー等の活用、省エネルギーの促進、温暖化対策に資する都市・地域づくり等の促進、気候変動への適応に関する施策を展開しています。

地域から地球温暖化対策を推進するため、2016（平成28）年5月に2030年度を目標年度とした「千葉県地球温暖化対策実行計画～CO2CO2（コツコツ）スマートプラン～」を策定し、「家庭」「事務所・店舗等」「製造業」「運輸貨物」の4つの主体の削減目標を設定しています。また、2018年（平成30年）3月には、2016年（平成28年）9月に策定した「千葉県地球温暖化対策実行計画」に基づき適応を進めるため、21世紀末頃までの長期的な影響を意識しつつ、2030年程度までの県施策の取組方針を示すものとして、「千葉県の気候変動影響と適応の取組方針」を定めました。

2021（令和3）年2月には、気候変動への危機意識を県民と共有し、「オール千葉」で脱炭素社会の実現を目指すため、2050年二酸化炭素排出実質ゼロ宣言を行っています。

● 循環型社会の構築に向けた取組

循環型社会の形成に向けた取組として、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進、廃棄物の適正処理の推進と不法投棄の防止等に関する施策を展開していくこととしています。

具体的な取組として、食品ロスの削減、レジ袋や紙コップなどの使い捨て容器包装の減量化などを促進する「ちばエコスタイル」を推進するなどしています。

● 自然共生社会の形成に向けた取組

千葉県では2008年（平成20年）3月に「生物多様性ちば県戦略」を策定し、「行政と多様な人々が一体となって生物多様性を保全・再生し、子どもたちとその未来のために、さまざまな生物・生命（いのち）がつながり、資源・エネルギーを持続させ、豊かな自然と文化が守り育まれる社会」を目指すとしています。

また、県民に身近な生きものに目を向け、生物多様性の情報を得るために、広く県民に呼びかけて行っているモニタリング調査「生命のにぎわい調査団」を2008（平成20）年から継続して行っています。

2 前期計画の検証

鎌ケ谷市では、2013（平成25）年から2022（令和4）年度までの10年間を計画期間とした「鎌ケ谷市第2次環境基本計画」を策定し、『自然と社会が調和する環境共生都市』の実現に向け、市域の環境保全および創造に資する施策を推進してきました。

計画で示された3つの重点目標「きれいで豊かな水を育み 身近な水辺と親しめる まち」「林や畑を守り 緑と身近にふれあえる まち」「ものとエネルギーを大切に付き 環境負荷の少ない暮らしをすすめる まち」について、施策・事業の実施状況や監視測定結果に基づく「環境指標」、及び前期計画策定時に実施した市民アンケートと2021（令和3）年度に実施した市民アンケートの環境に関する満足度結果に基づく「満足度平均点」「満足度向上点」から、3つの重点目標の達成状況を総合的に評価しました。

評価基準

指標	示すもの	評価基準
成果指標 (実態評価)	環境指標	施策の実施状況 A：数値が上昇・改善（1.2倍以上）、良好な環境の維持 B：取組を実施したが、顕著な変化なし（1.2～0.8倍） C：取組を実施したが、悪化（0.8倍以下） 【目標値が設定されている場合】 A：目標達成 B：目標は達成できなかったが、改善 C：目標未達成
	満足度平均点 ^{※1}	施策の実施成果 A：3.10点以上 B：2.70点以上 3.10点未満 C：2.70点未満
	満足度向上点 ^{※2}	施策の実施成果 A：0.25ポイント以上増加 B：0.25～-0.25ポイントの間 C：0.25ポイント以上減少

※1 満足度平均点

令和3年10月に実施した市民アンケートの「鎌ケ谷市の環境に関する満足度」について、各設問項目の満足度点を算出し、全設問項目の満足度平均点（2.89）を基準として、各項目の満足度ランクを評価。

$$\text{満足度点} = \frac{\text{「満足」回答数} \times 5 + \text{「まあ満足」回答数} \times 4 + \text{「普通」回答数} \times 3 + \text{「やや不満」回答数} \times 2 + \text{「不満」回答数} \times 1}{\text{回答者数（無回答、不明除く）}}$$

※2 満足度向上点

前期計画策定の際に実施した市民アンケート（平成24年9月実施）と令和3年10月に実施した市民アンケートの「鎌ケ谷市の環境に関する満足度」の共通する設問項目について、両アンケートの満足度点の差から満足度向上点を算出して評価。

$$\text{満足度向上点} = 2021（令和3）年10月アンケート満足度点 - 2012（平成24）年9月アンケート満足度点$$

きれいで豊かな水を育み 身近な水辺と親しめる まち

指標による評価

区分	環境指標	計画策定時 ^{*1}	現在の値 ^{*2} 【】は目標値	評価
環境指標	環境基準の達成率			
	大気（達成数/基準項目数）	3/4	4/5	B
	水質（達成数/基準項目数）	0/5	1/5	A
	自動車騒音（達成数/測定路線数）	0/1	1/4	A
	航空機騒音（達成数/測定箇所数）	1/1	1/1	A
	地下水（達成数/基準項目数）	2/4	2/3	A
	公害苦情件数	217 件	97 件 【減少】	A
	公共下水道普及率	56.2 %	68.4 % 【68 %】	A
満足度平均点	空気のきれいさ		3.37	A
	近くの川や水辺のきれいさ		2.71	B
	音や振動などのまちの静かさ		2.96	B
	事務所等からの臭い（悪臭がしない）		3.46	A
	水辺環境の豊かさ		2.78	B
	歩きやすさ・自転車の走りやすさ		2.10	C
	公共交通機関の利用しやすさ		3.04	B
満足度向上点	空気のきれいさ		1.25	A
	近くの川や水辺のきれいさ		0.59	A
	音や振動などのまちの静かさ		0.73	A
	事務所等からの臭い（悪臭がしない）		1.23	A
	公共交通機関の利用しやすさ		0.25	A

*1 環境指標の環境基準の達成率は平成22年度実績、他は23年度実績。

*2 環境指標の環境基準の達成率は令和元年度実績、他は令和2年度実績。

総合的評価

- 環境基準の達成率は、いずれも計画策定時より向上しており、空気、水質、音、臭いに対する市民の満足度も計画策定時よりも向上しています。こうした成果の現れとして、公害苦情件数が減少しています。
- 事業者への規制・指導等の取組や市民への啓発・普及などを通じて、公害対策は一定の成果を得ていますが、環境基準を満たしていない項目があるため、引き続き取組を推進していくことが必要です。
- 公共下水道普及率については、污水管の整備や接続戸数の増加により目標を達成しています。河川の水質浄化と豊かな水辺環境の確保のためには、公害対策による水質改善と合わせて、引き続き、公共下水道普及率向上に向けた取組の推進が必要です。
- 公共交通機関の利用しやすさに対する市民の満足度は比較的高いですが、歩きやすさ・自転車の走りやすさに関する満足度は低く、その要因としては道路幅員が狭小であることが考えられます。
- 引き続き、市民の求める安全・安心なまちづくり、更には脱炭素の観点からも、安全で快適に移動できる交通環境の整備を進めていく必要があります。

林や畑を守り 緑と身近にふれあえるまち まち

指標による評価

区分	環境指標	計画策定時 ^{*1}	現在の値 ^{*2} 【】は目標値	評価
環境指標	農地転用面積	64,886 m ²	83,763 m ²	C
	援農ボランティア数	28人	86人 【70人】	A
	農作物ブランド化認定数	6件	8件 【8件】	A
	市民1人当たり公園面積	2.29 m ²	3.3 m ² 【3.8 m ² 】	B
	市民1人当たりふれあいの森面積	0.31 m ²	0.39 m ²	A
	自然観察会などのイベント・講座の延べ参加者数	72人	144人	A
満足度平均点	自然のみどりの豊かさ		3.49	A
	野生の動植物の身近さ		2.99	B
	まちなかのみどり（街路樹、公園）の豊かさ		3.02	B
	自然や水辺とふれあう機会の豊かさ（親水）		2.73	B
	ゆとりある空間（公園、広場）の多さ		2.79	B
満足度向上点	自然のみどりの豊かさ		0.52	A
	野生の動植物の身近さ		0.16	B
	まちなかのみどり（街路樹、公園）の豊かさ		-0.001	B

*1 いずれも平成23年度実績。

*2 農地転用面積、自然観察会などのイベント・講座の延べ参加者数は令和元年度実績、他は令和2年度実績。

総合的評価

- 援農ボランティア、農作物ブランド化認定数は、計画策定時の目標を達成していますが、農家数の減少に伴い農地転用面積が増加しています。
- 市民1人当たりの公園面積の目標は未達成ですが、計画策定時よりは増加しており、街路樹や公園などのまちなかのみどりの豊かさに関する満足度も比較的高くなっています。また、自然のみどりの豊かさに対する満足度が向上しており、ふれあいの森などの樹林地の保全・活用を進めた成果と考えられます。
- 自然観察会などのイベントや講座の延べ参加者数は、夏休みの子供を対象とした講座の増加などにより計画策定時より増加しています。また、野生の動植物の身近さに対する満足度の向上度は計画策定時よりもわずかに向上しています。
- 緑や自然環境の保全については着実に取組を進めており、一定の成果を得ていますが、子どもたちに今ある市域の自然を将来にわたって継承していくために、現在の取組を引き続き推進していく必要があります。また、自然をより身近に感じてもらうために、市民協働による自然環境の保全活動の強化が必要と考えられます。

ものとエネルギーを大切に付き 環境負荷の少ない暮らしをすすめる まち

指標による評価

区分	環境指標	計画策定時 ^{*1}	現在の値 ^{*2} [] は目標値	評価
環境指標	市民1人1日当たりのごみ排出量	804 g	776 g	B
	ごみのリサイクル率	23.3 %	19.8 %	B
	集団回収による資源ごみ回収量	1,298 t	805 t	C
	市域からの温室効果ガス排出量	482,678 t-CO ₂	481,552 t-CO ₂	B
	公共施設の再生可能エネルギー設備導入施設数	1 施設	4 施設	A
	太陽光発電設備の導入補助件数	33 件	740 件 [1,200 件]	B
満足度平均点	まちの清潔さ		3.08	B
	まちなみの美しさ		2.80	B
	ごみの減量・リサイクル・分別の徹底状況		3.24	A
	まちなかの省エネルギーの取組状況		2.80	B
	太陽光などの再生可能エネルギーの普及状況		2.58	C
	熱中症対策への取組状況		2.78	B
	水害や土砂災害などの被害防止への取組状況		2.89	B
	環境に関する情報の知りやすさ・わかりやすさ		2.65	C
	環境を学ぶ場の充実さ		2.63	C
	環境活動ができる機会の多さ		2.64	C
満足度向上点	まちなみの美しさ		0.28	A
	ごみの減量・リサイクル・分別の徹底状況		0.01	B
	環境活動ができる機会の多さ		-0.13	B

*1 ごみのリサイクル率、市域の温室効果ガス排出量は平成 23 年度実績。他は平成 22 年度実績。

*2 ごみのリサイクル率、集団回収による資源ごみ回収量は令和元年度実績、市域からの温室効果ガス排出量は平成 30 年度実績。他は令和 2 年度実績。

総合的評価

- これまでの「5つのRe」^{※1}の取組の推進により、市民1人1日当たりのごみ排出量は計画策定時より減少しており、市民の満足度も高い水準となっています。一方、ごみのリサイクル率が減少している要因として、資源ごみ回収量が減ったことが考えられます。
- 循環型社会の実現の観点から、従来の取組を維持しつつ、今後は社会問題となっているプラスチックごみや食品ロス等の分野の取組を強化していく必要があります。
- 市域からの温室効果ガス排出量は計画策定時から減少しています。太陽光発電設備の導入補助件数は、目標は未達成ですが着実に件数を伸ばしています。一方、太陽光などの再生可能エネルギー普及状況に関する市民の満足度が低くなっている要因として、災害発生時の大規模停電の際にも電力利用が可能な再生可能エネルギーに対する市民の関心が高まっていることが考えられます。
- 今後は、脱炭素化社会に向けて、これまでの家庭・事業者の省エネ行動の取組の拡充・徹底を図るとともに、再生可能エネルギー導入の取組を最大限に進める必要があります。
- 環境に関する情報の知りやすさ・わかりやすさの満足度が平均よりも低くなっています。これは広報を情報の入手媒体とする市民が多く、広報以外からの情報発信が少ないことが要因として考えられます。市民が必要とする情報を適切な手段とタイミングで提供できる取組が必要と考えられます。
- 環境を学ぶ場の充実さ、環境活動ができる機会の多さに関する満足度が平均より低くなっており、環境活動の機会については、計画策定時よりも満足度が低下しています。コロナ禍の影響を受けたことが要因の一つと考えられますが、新しい生活様式においても市民が環境について学び、活動ができる機会や場を創出するための取組の強化が必要です。

※1 発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再資源化（リサイクル）、断る（リフューズ）、修理して使う（リペア）

3 計画策定の方向性

3-1 計画全般についての改定の方向性

● SDGs の考え方を取り入れた計画

持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向け、環境・経済・社会の統合的課題解決に取り組む観点から、環境保全に関する総合的・横断的な施策を強化し、市の施策全体を環境面から支える計画とします。

環境施策の実施が、社会・経済などの複数の異なる課題の解決と相互に関連していることを市内及び市民や事業者等各主体と共有し、強化した連携体制のもとで計画の推進を図ります。

● 計画構成の見直し

目指すべき環境像の達成に向けて、実施する施策がどのように連関しているのかが明確になるように、計画構成の見直しを行います。

また、現行計画において重点目標として掲げている3つの分野は、国の第5次環境基本計画の環境政策の分野区分を参考に、以下の5つの分野へと再編します。

- ①脱炭素社会（省エネの徹底、太陽光発電設備の導入拡大など自然エネルギー由来電力への転換など気候変動の緩和策など）
- ②循環型社会（ごみ減量、食品ロス削減、使い捨てプラスチック対策など）
- ③自然共生社会（みどり・水辺の保全、生物多様性の保全など）
- ④安全・安心社会（身近な環境問題、まちの美化、気候変動の適応策、地域の防災力・減災力の強化など）
- ⑤市民・事業者・行政のパートナーシップ（環境教育・学習、環境保全活動、人材育成、環境情報の受発信など）

● 「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び「気候変動適応計画」の包含

鎌ケ谷市第3次環境基本計画は、「鎌ケ谷市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び「鎌ケ谷市気候変動適応計画」を兼務した計画として策定します。

なお、区域施策編、適応計画とも独立した章立てはせず、5つの分野に組み込んだ構成とします。

● 達成目標の設定

着実な施策展開に向けて計画の進行管理をするためには、計画期間内で施策の実現を目指す目安となる指標となり、かつ達成状況を検証できるような数値の「達成目標」の設定が不可欠です。

鎌ケ谷市第3次環境基本計画においては、アウトカム指標（施策の成果を測る指標）としての成果指標を設定し、施策の進捗状況を把握していくものとします。

3-2 分野別の課題

脱炭素社会に関する課題

● 緩和策の一層の拡充

本市から排出される温室効果ガスの総排出量は、2013（平成25）年度以降は緩やかに減少しており、2019（令和元）年度は、約447,800t-CO₂となっています。

これまで本市では、家庭・事業所における省エネ行動の促進や再生可能エネルギーの導入支援などに取り組んできましたが、脱炭素社会の実現に向けて温室効果ガスのさらなる排出削減が求められます。

特にエネルギー利用効率の高い機器への更新や新規導入を促進するとともに、建物の省エネ化など、より削減効果の大きい取組についても普及・啓発を行っていく必要があります。

● 再生可能エネルギーの導入の加速

2050年カーボンニュートラルを実現するためには、化石燃料によるエネルギー消費から再生可能エネルギー利用へと転換していくことが必要です。

また、太陽光などの再生可能エネルギーの導入は、災害発生時における自立分散型の緊急用電源としての利用価値も高いことから、災害に強いまちづくりを進める上でも有効な取組です。

本市では、2021（令和3）年12月末時点で12,923kWの再生可能エネルギーが導入されていますが、さらなる温室効果ガス排出量の削減のために周囲の自然環境や生活環境への影響に配慮しながら、引き続き、導入拡大を進めていく必要があります。

さらに、固定価格買取制度（FIT）終了後の再生可能エネルギーの活用方策についても国の動向等を注視しながら検討を行う必要があります。

循環型社会に関する課題

● 「5つのRe」の取組の継続的な推進

本市では、広報によるごみ減量の啓発など、ごみの減量化・資源化に向けた「5つのRe」を推進していますが、ごみの総排出量は、2020（令和2）年度は31,140t、人口1人1日あたりのごみ排出量は776gと現行計画策定時よりは減少しているものの、近年は横ばいで推移するなど減少量が鈍化しています。

引き続き、リデュース（ごみの排出を抑制する）やリユース（繰り返し使う）、リサイクル（資源として再利用する）、リフューズ（ごみになりそうなものを家庭に入れない）、リペア（修理して使う）の「5つのRe」のライフスタイルやビジネススタイルの普及に努めるなど、より一層のごみ減量化を進めていく必要があります。

● 食品ロスの削減

国内における食品廃棄量のうち、まだ食べられるのに捨てられている食べ物、いわゆる「食品ロス」は、2019（令和元）年で約570万t発生しているとされており、世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の年間食料援助量約420万t（2020（令和2）年）を大きく上回る量です。これは、日本人1人当たり換算すると、お茶碗約1杯分（約124g）の食べ物が毎日捨てられている計算になります。

そのため、2019（令和元）年5月に成立した「食品ロス削減推進法」では、食品生産から消費までの各段階で食品ロス減少へ取り組む努力を「国民運動」として位置づけられたほか、千葉県では事業者、消費者、関係団体、行政等が情報共有・意見交換をする「千葉県食品ロス削減ネットワーク会議」を開催し、食品ロス削減に向けた取組を推進しています。

本市においても、さらなるごみ減量の推進に向けて、食品ロス削減に向けた取組を強化していく必要があります。

● 使い捨てプラスチックの使用削減

私たちの生活のあらゆる場面で利用されているプラスチックですが、まちなかにポイ捨てされたプラスチックのほとんどが、雨や風で河川に流れ込み、海へ流れ着きます。

海洋には、合計で1億5,000万tのプラスチックごみが存在すると推定され、さらに毎年800万t以上のプラスチックがごみとして海洋に流れ込んでいます。これらのプラスチックは自然界の中で、半永久的に完全に分解されることなく存在し続けることから、既に海の生態系に甚大な影響を与えているなど世界的な問題となっています。

本市においても、使い捨てプラスチックの使用削減や分別の徹底によるリサイクルの推進などの取組の強化が必要となっています。

● 循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行

従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行が求められています。

国・県の動向を注視しながら民間活力を活用し、資源消費の最小化や廃棄物の発生抑止等を目指していく必要があります。

自然共生社会に関する課題

● みどりの保全

貝柄山公園やふれあいの森などの身近なみどりは、多くの市民に親しまれているとともに、健康を含む市民の様々な生活の質（QOL）の向上にも貢献しています。

そのため、樹林地や水辺の改変、耕作放棄地の増加を最小限にとどめるとともに、みどりの保全や創出を支援する制度の活用、コミュニティ活動や健康づくりの場としてのみどりの活用など、市民がみどりとふれあい、その大切さが実感できる機会と場を提供していく必要があります。

● 生物多様性の保全と理解の促進

本市では、様々な動物が確認されており、昆虫類は2,000種前後の生息が推測されています。千葉県レッドリストに掲載されているフクロウ、ニホンアカガエルが確認されているほか、環境省レッドリスト（準絶滅危惧）のオオタカも確認されています。

近い将来絶滅が危ぶまれている生きものもあり、市内の生物多様性の保全に向けて、生態系ネットワークの維持・形成、在来の生きものの保全や外来生物対策を進めていく必要があります。

また、私たちの暮らしは多様な生きものが関わりあう生態系から得られる恵みによって支えられていることから、生物多様性の大切さを市民に広く周知していく必要があります。

● 健全な水循環の確保

本市は、北総台地の中でも、高いところにあり、降った雨の水が手賀沼・印旛沼・東京湾の三つの方向に分かれて流れる全国でもめずらしい「分水界」があります。

昨今、河川の水量の減少や水質の環境基準の超過がみられます。

水が本市のみならず、人類共通の財産であることを再認識し、水が健全に循環し、そのもたらす恩恵を享受できるよう、湧水の保全や流域市町と連携しながら健全な水循環の確保に努めていく必要があります。

● 良好な生活環境の維持

本市では、大気、水質、騒音及び振動について、監視を定期的に行っています。

大気、騒音及び振動については、概ね環境基準を達成し、良好な状態が維持されていますが、水質については環境基準の超過がみられます。

引き続き、監視を継続するとともに、法令に基づく公害防止に向けた事業所・工場などへの指導の実施や事業者の自主的な環境配慮への取組の促進を行い、安全・安心に暮らせる良好な生活環境を保全していく必要があります。

● 環境美化、地域での生活環境問題

本市では、「鎌ヶ谷市ごみの散乱のない快適なまちづくりに関する条例」に基づき、空き缶、たばこの吸い殻などごみのポイ捨て、犬のふんの投棄・放置の禁止などにより、美しいまちづくりを推進しています。

引き続き、市民や事業者のマナー向上・法令遵守に向けた環境美化活動の活性化を図る必要があります。

また、ペットの飼育に関わる問題や生活騒音など、その予防や早期解決を図るための取組が必要となっています。

● 気候変動に対する適応策の推進

本市では、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量を削減する「緩和策」について取組を進めており、今後は、気候変動の影響に備える「適応策」への対応も必要となります。

地球温暖化に伴う気候変動により、局地的大雨などによる水害や土砂災害の発生、熱中症や動物が媒介する感染症（デング熱など）の拡大、農作物への影響等も想定されています。そのため、防災、健康・福祉、農業など他分野とも連携し、グリーンインフラ^{※1}を活用した地域の防災・減災力の強化対策や市民の防災意識の向上、熱中症予防の普及・啓発などを実施していくことが必要です。

● 持続可能でレジリエントなまちづくり

近年、気候変動との関連性が指摘されている集中豪雨などの深刻化する自然災害などから市民の命と安全・安心な生活を守るため、国や県と連携しながら気候変動への適応策の強化を図り、まちの防災力向上と災害をはじめとしたあらゆる危機に柔軟に対応できる持続可能でレジリエント^{※2}なまちづくりを推進していく必要があります。

※1 自然環境が有する多様な機能を積極的に活用して、地域の魅力・居住環境の向上や防災・減災等の他用な効果を得ようとするもの。

※2 弾力や柔軟性があること。この場合、自然災害などにより都市機能が壊れない強さ（強靭さ）ではなく、都市機能が壊れてしまってもすぐに回復する強さ（強靭さ）を持った「まち」のこと。

市民・事業者・行政のパートナーシップに関する課題**● 環境意識の醸成**

本市では、市民、市民活動団体による自然環境の保全活動や省エネの推進活動、美化活動が数多く実施されています。

引き続き、このような取組を積極的に支援し広めていくとともに、市民・事業者のさらなる環境意識の向上を図り、自主的な行動につなげていく必要があります。

特に、未来を担う子どもたちへの環境教育の充実や地域ぐるみでの環境保全活動の活性化を図ることが必要です。

● 人材育成の強化

本市では、様々な活動団体による環境保全活動が展開されていますが、活動団体によっては参加者の高齢化、活動の後継者の確保などの問題を抱えています。

そのため、様々な主体が参加できる環境学習講座の充実などを図り、環境に配慮した行動をとることができる環境ボランティアや環境保全活動の推進役の育成が求められています。

● 環境保全活動の拡大

社会環境が急激に変化しているなか、地域における環境の課題も複雑多様化してきています。このような多様な地域の環境課題に対応するためには、今まで以上に市民・事業者の持つ能力や地域が持っている活力を生かしていくことが求められています。

そのため、市民・事業者の自主性や主体性を尊重しながら、互いの特性を生かして連携・協力する環境保全活動の推進が必要となっています。

● 環境関連情報の受発信の改善

環境意識の醸成や環境保全活動の拡大に向けて、正しい情報を適切なタイミングと伝達手段を持って広く発信していく必要があります。

そのため、より多くの市民や事業者の興味をひきつける情報発信の工夫や、環境活動に参加したくなるようなコンテンツの企画・実施を行っていく必要があるほか、市民や事業者の環境活動の実践例や取組効果などを広く紹介し、活動情報を共有することが必要です。

4 計画の基本的事項

4-1 計画の目的

鎌ヶ谷市では、2008（平成20）年3月に「鎌ヶ谷市環境基本条例」を制定しました。条例制定に先立ち2003（平成15）年には、「鎌ヶ谷市環境基本計画」を策定し、2013（平成25）年には「鎌ヶ谷市第2次環境基本計画」を策定し、『自然と社会が調和する環境共生都市』の実現に向け、市域の環境の保全および創造に資する施策を推進してきました。

第2次計画策定から10年の間に、市をとりまく環境や、地球規模での環境問題に対する国際的な動向、国や県などの政策は大きく変化しています。SDGs（持続可能な開発目標）の採択やパリ協定の発効など、世界では持続可能な社会の実現に向けた動きが加速しており、国も2050年カーボンニュートラルへの対応や気候変動への適応、食品ロスやプラスチックごみ対策を含む循環型社会への対応などの環境課題の解決に向けた政策を打ち出しています。さらに、少子高齢化、人口減少社会への移行、そして新型コロナウイルス感染拡大に伴う新たな生活様式・ニューノーマルな時代への突入と社会的状況も大きく変化しています。

このような背景を踏まえ、「鎌ヶ谷市第2次環境基本計画」の計画期間が2022（令和4）年度で終了することから、国内外の社会情勢や新たな環境課題に対応するために「鎌ヶ谷市第3次環境基本計画」を策定し、市民・事業者・行政の協働により、環境保全と創造に資する取組を充実させ、推進していきます。

4-2 計画の位置づけ

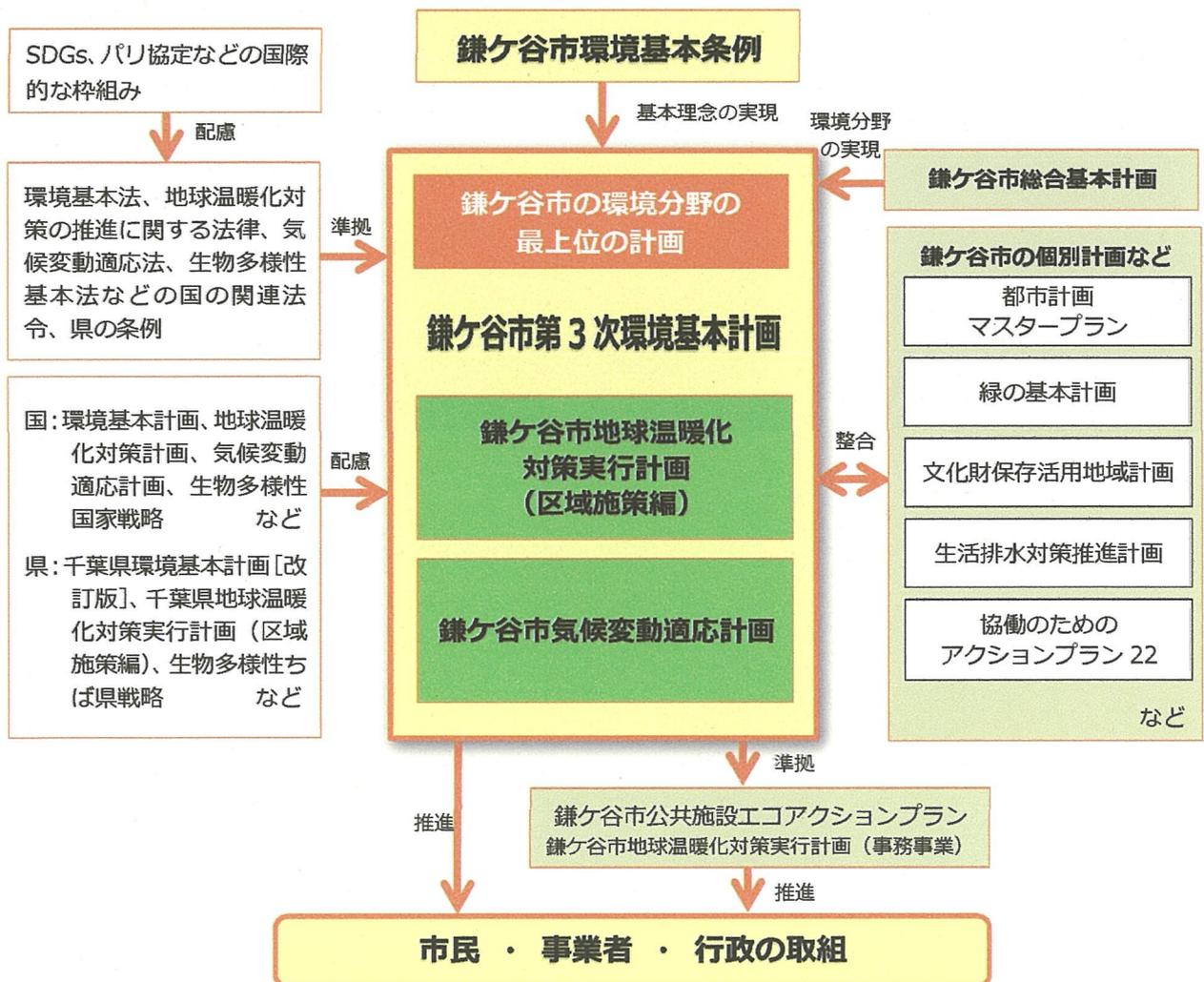
「鎌ケ谷市第3次環境基本計画」(以下「本計画」といいます。)は、環境基本条例の基本理念(第3条)の実現に向けて、環境の保全および創造に関する施策を示すとともに、市民・事業者・行政のそれぞれが担うべき取組を明示するものです。本市のまちづくりの最上位計画である「鎌ケ谷市総合基本計画」掲げる将来都市像を環境面から実現する、鎌ケ谷市の環境行政の基礎となる計画であり、本市の環境に関連する計画においては最上位に位置づけられます。また、市が施策の策定及び実施を行うに当たっては、本計画と整合を図るよう配慮しなければならないとされています。

さらに、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく「鎌ケ谷市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」及び気候変動適応法第12条に基づく「鎌ケ谷市気候変動適応計画」を包含した計画として位置づけます。

本計画の策定にあたっては、国や県の環境基本計画との関連性に配慮するとともに、本市が策定する環境に関連するその他の計画や各種事業計画などと整合を図っています。

また、本計画の推進にあたっては、SDGsの達成に向けて、環境・経済・社会をめぐる様々な課題の解決に資するように取組を実施します。

第3次鎌ケ谷市環境基本計画の位置づけ



4-3 計画の対象

本計画で対象とする「地域」は、原則として鎌ヶ谷市全域とします。

対象分野は、①脱炭素社会、②循環型社会、③自然共生社会、④安全・安心社会、⑤市民・事業者・行政のパートナーシップ、の5分野とし、身近な地域レベルの環境問題から地球温暖化などの地球規模の環境問題までを総合的に捉えていくものとしします。

また、鎌ヶ谷市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）が対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素（CO₂）とします。

第3次鎌ヶ谷市環境基本計画の対象範囲

対象分野	対 象 範 囲
脱炭素社会	地球温暖化、省エネルギー、再生可能エネルギー など
循環型社会	ごみの減量化・資源化、「5つのRe」の推進、ごみの適正処理 など
自然共生社会	動植物、生態系、みどり・水辺、公園、農地 など
安全・安心社会	公害防止、環境美化、まちなみ・景観、防災 など
市民・事業者・行政の パートナーシップ	環境教育・環境学習、環境情報、環境活動 など

4-4 計画の期間

計画の期間は、2023（令和5）年度から2032（令和14）年度までの10年間とします。

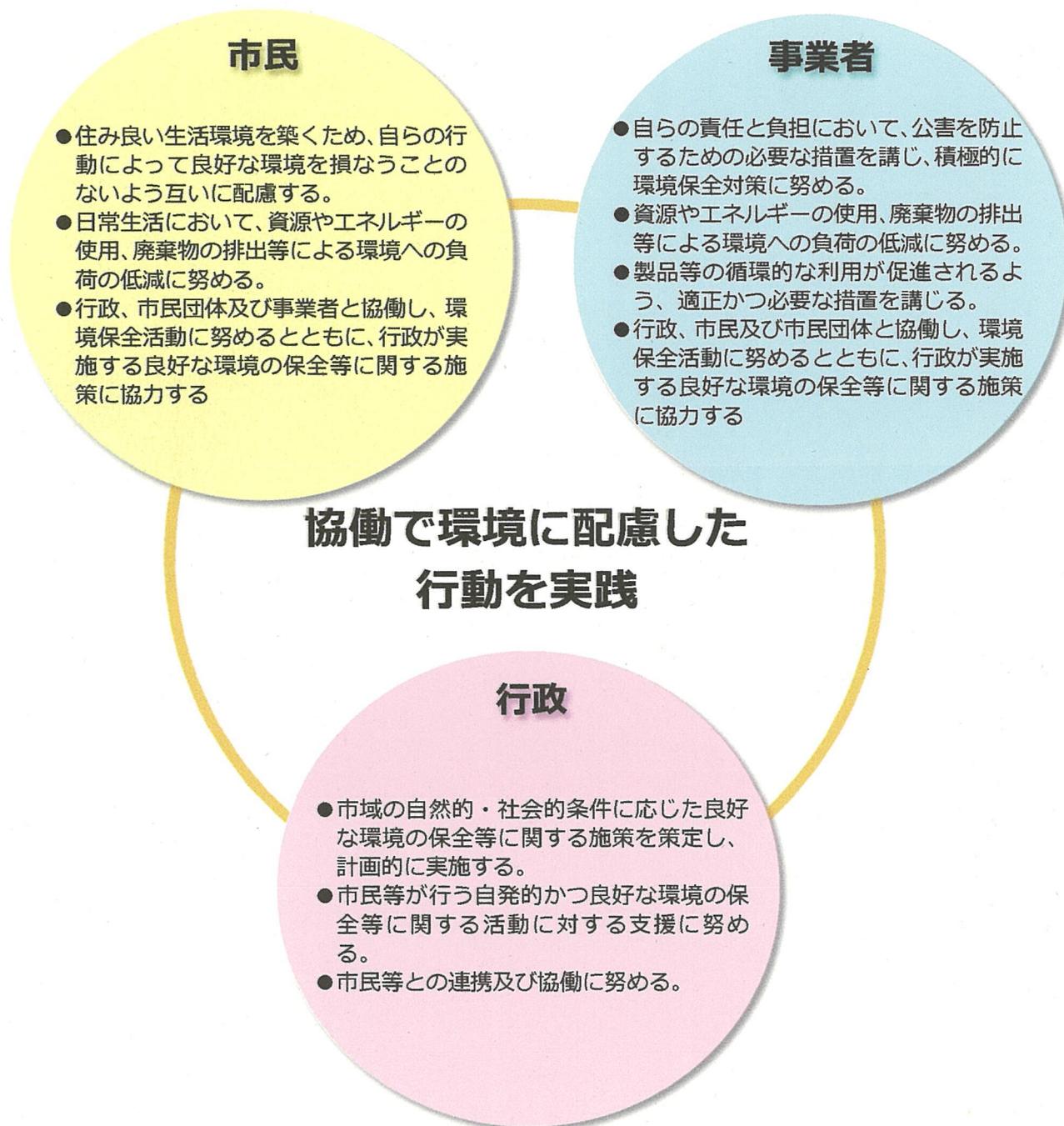
また、本計画の中間にあたる2027（令和9）年度をめぐり、計画の見直しの必要性について評価を行い、必要な場合には取組内容の見直し等を行うものとしします。

その他、社会経済情勢や環境問題の変化などにより、見直しの必要が生じた場合は、適宜対応するものとしします。

4-5 計画の推進体制

計画の推進主体は、「鎌ヶ谷市環境基本条例」に基づき、市民・事業者・行政とし、それぞれの役割に応じて環境に配慮した行動を協働で実践していきます。

鎌ヶ谷市第3次環境基本計画の推進主体



第2章 環境像と基本目標

1 望ましい環境像

本計画は、「鎌ヶ谷市環境条例」の基本理念の達成に向けて、

自然と社会が調和した 地球の未来を育むまち かがや

鎌ヶ谷市民は、
地球環境の保全が世界共通の重要課題であることを認識し、
日常生活や社会活動のあらゆる側面において
積極的に環境保全に取り組み、
次世代に誇れるまちづくりを推進します。

を望ましい環境像とします。

将来の鎌ヶ谷市のイメージ

基本目標が決まり次第、イメージ図追加

2 基本目標

本市は、このおよそ30年の間に新鎌ヶ谷駅の開業や新鎌ヶ谷周辺地区の整備、都市計画道路の整備などの都市計画整備が進み、首都近郊の住宅都市として街並みが大きく変化してきました。

一方、市域の約半分は畑や山林などの緑豊かな土地であり、周辺に生息する野生生物とともに大切に保全・育成が続けられています。

こうした「人と緑と産業が調和し 未来へひろがる 鎌ヶ谷」(鎌ヶ谷市総合基本計画)の環境面からの実現に向けて、本計画が目指す2032年度(令和14年度)の鎌ヶ谷市のイメージを5つの分野ごとに描いてみました。

これらの将来イメージを「望ましい環境像」を実現するための基本目標として位置づけ、市民・事業者・行政の協働のもとで、将来イメージの実現に向けた取組を進めていきます。

なお、望ましい環境像や基本目標を実現するために実施する環境施策は、同時に市の福祉の向上や経済活性化、快適なまちづくりといった環境以外の分野にも好影響を与えることが予想されます。そこで、環境施策の実施が本市の社会・経済などの複数の異なる課題の解決と相互に関連していることを示すため、それぞれの環境みらい像に関連するSDGsを標記しました。

標記したSDGsは、本計画の推進によって達成されるゴールであると同時に、鎌ヶ谷市総合基本計画をはじめとする本市の各種計画の推進によって達成されるゴールでもあることを認識しながら、施策の展開を図っていくものとします。

基本目標 1

脱炭素社会

～脱炭素に配慮したくらしを育むまち～

2032（令和14）年の将来イメージ

脱炭素に貢献する省資源・省エネルギー型の賢いライフスタイル、ビジネススタイルを選択することは、市民や事業者にとって日常的な習慣になっています。

家庭や地域での再生可能エネルギー設備などの導入、利用が拡大しているほか、他の自治体や事業者との連携による再生可能エネルギーの調達が進んでいます。

また、エネルギー創出に加え断熱性などの省エネルギー性能を追求したエネルギー収支がプラスマイナス「ゼロ」の住宅や工場、ビルの建設が進んだほか、次世代自動車が普及しつつあるなど、まちの脱炭素化が進んでいます。

関連する SDGs



副次的な効果※1

- 住居の快適性の向上
- 歩行・自転車利用の増加による健康の維持・増進
- 環境の保全、資源循環に寄与する新たなビジネス
- 省エネ等による事業活動のコスト改善
- ICT（情報通信技術）の活用による、テレワークなどの働き方改革
- エネルギーの自立による地域の防災・減災力の強化

基本目標に合わせた写真やイラストを追加

※1 副次的な効果は、基本目標に掲げる環境の取組を実施することで、環境以外の分野（経済、産業、雇用、福祉、健康、防災など）において同時に実現可能となること。

基本目標 2

循環型社会

～資源循環に配慮したくらしを育むまち～

2032（令和14）年の将来イメージ

「5つのRe」の取組が定着し、資源循環に配慮したライフスタイル、ビジネススタイルを選択することは、市民や事業者にとって日常的な習慣になっています。

食品ロスの削減やプラスチックごみ削減に向けた意識が高まり、市民や事業者は、ごみになりにくいもの、本当に必要な量だけを購入する、不要なものをもらわないなど、市民1人が1日当たりに排出するごみの量が少ないまちになっています。

また、循環経済への移行が進み、ごみとして捨てるものでも資源として再利用する仕組みが整い、焼却処理されたり、最終処分されるごみの量が減っています。

関連するSDGs



副次的な効果

- 健康を含む様々な生活の質（QOL）の向上
- 環境の保全、資源循環に寄与する新たなビジネス
- 安心・安全に暮らせる居住環境
- 資源回収等による市民活動の活性化
- 余剰食材のフードバンク※1での活用

基本目標に合わせた写真やイラストを追加

※1 食べられるにもかかわらず処分されてしまう食品を企業や個人から提供を受け、生活困窮者に配布する事業。

基本目標 3

自然共生社会

～自然と人との共生を育むまち～

2032（令和14）年の将来イメージ

貝柄山公園やふれあいの森をはじめとして、社寺林や谷津周辺の斜面林などの緑が保全され、緑の骨格を形成し、まちにうるおいを与え、地域の魅力を高めています。同時に気候変動やヒートアイランド現象を緩和する緑、防災・減災に寄与する緑として機能しています。

これらの緑は市民や事業者との協働で手入れされ、多様な生き物や植物が確認できるようになり、生き物観察講座の開催が活発になっています。

まちなかでは、誰もが自然にふれあえる場、安らぎ楽しめる場として、地域の特性やニーズに応じた魅力ある公園が整備されているほか、街路樹や公共施設の緑化、住宅やビルの緑化、緑のカーテンの設置が進み、緑のボリュームが身近に感じられるようになっています。

関連する SDGs



副次的な効果

- 地域の価値や魅力の向上
- 自然とのふれあいによる健康の維持・増進
- 協働の推進、地域コミュニティの活性化
- 環境保全型農業による農産物の付加価値向上
- 農産物の地産地消
- グリーンインフラによる地域の防災・減災力の強化

基本目標に合わせた写真やイラストを追加

基本目標4

安全・安心社会

～安全・安心・快適な暮らしを育むまち～

2032（令和14）年の将来イメージ

大気や河川、騒音、放射線などに対する調査・監視・指導の継続により、環境基準を達成し、都市・生活型公害への苦情が減っています。

ポイ捨てや不法投棄によるごみが少なくなり、美しいまちが維持され、市民の美化意識も高まります。

また、集中豪雨に対する防災対策や異常高温に伴う熱中症予防のための意識が高まるなど、気候変動の影響による被害を最小限とする行動が定着しています。さらに、国や県と連携し、短時間の集中豪雨などによる浸水被害や土砂災害の防止対策の強化が図られ、災害に強く安全・安心に暮らせるまちになっています。

関連する SDGs



副次的な効果

- 地域の価値や魅力の向上
- 健康を含む様々な生活の質（QOL）の向上
- 環境の保全、資源循環に寄与する新たなビジネス
- 安全・安心に暮らせる居住環境
- グリーンインフラによる地域の防災・減災力の強化

基本目標に合わせた写真やイラストを追加

基本目標 5

市民との協働

～環境パートナーシップを育むまち～

2032（令和 14）年の将来イメージ

家庭や学校、職場など様々な場面で、環境問題について正しい知識を学び、その解決に向けて積極的に行動できる市民や事業者が増え、持続可能な消費行動が生活習慣となって定着しています。

子どもから大人まで誰もが気軽に楽しみながら参加できる環境学習会やイベントが数多く開催されるなど、環境学習の機会も増え、市民・事業者・行政の協働による環境保全活動が積極的に行われています。

環境問題について気軽に学べる機会が増えたことで、多種多様な取組が実践されており、環境活動の重要性や楽しさを伝える情報の受発信も盛んに行われています。

関連する SDGs



副次的な効果

- 地域の価値や魅力の向上
- 健康を含む様々な生活の質（QOL）の向上
- 協働の推進、地域コミュニティの活性化
- 活動を通じた健康の維持・増進
- 社会教育、生涯学習の活性化

基本目標に合わせた写真やイラストを追加

第3章 環境施策

1 環境施策の体系

目標とする環境像	基本目標	関連するSDGs
自然と社会が調和した 地球の未来を育むまち かまがや	1 脱炭素社会 ～脱炭素に配慮した 暮らしを育むまち～ 【地球温暖化対策実行計画（区域施策編）】	     
	2 循環型社会 ～資源循環に配慮した 暮らしを育むまち～	   
	3 自然共生社会 ～自然と人との共生を 育むまち～	     
	4 安全・安心社会 ～安全・安心・快適な 暮らしを育むまち 【気候変動適応計画】	    
	5 市民との協働 ～環境パートナーシップを 育むまち～	  

個別目標	施策
(1) 省エネルギーの推進	1) 家庭の省エネルギーの促進 2) 事業者の省エネルギーの促進 3) 公共施設の省エネルギーの推進
(2) 再生可能エネルギーの利用促進	4) 再生可能エネルギーの適切な導入の促進 5) 広域連携による再生可能エネルギーの調達の促進
(3) 脱炭素型まちづくりの推進	6) 建物の省エネルギー化の促進 7) 公共交通、自転車利用の促進 8) エネルギーの面的利用の推進
(4) 「5つのRe」の推進	9) ごみの発生抑制に向けた普及、啓発 10) 分別排出、収集の徹底 11) 資源化推進のための仕組みづくり 12) 循環経済への転換に向けた普及、啓発
(5) 適正な処理の推進	13) 安定的で効率的なごみ処理体制の推進
(6) 生物多様性の保全	14) 動植物の生息、生育環境の保全 15) 動植物とふれあえる空間の創造 16) 外来種対策の推進
(7) みどり・水辺の保全	17) 緑地の保全、創出 18) 水辺の保全、整備 19) 公園の整備 20) 農地の保全、活用
(8) 公害防止対策の推進	21) 公害防止対策の推進 22) 監視、測定の実施
(9) 快適なまちなみの形成	23) 環境美化の推進 24) まちなみ景観の向上
(10) 気候変動適応策の推進	25) 自然災害対策の推進 26) 健康被害対策の推進 27) 災害に強いまちづくりの推進
(11) 環境教育・環境学習の推進	28) 学校における環境教育の充実 29) 地域における環境学習機会の拡充
(12) 環境に配慮した行動の実践	30) 環境負荷の少ないライフ・ワークスタイルへの転換 31) 環境活動情報の共有
(13) 協働による環境活動の推進	32) 環境ボランティア、環境リーダーの育成 33) 環境に配慮した活動への支援 34) 協働による環境活動、イベントの充実

2 環境施策

基本目標 1 脱炭素社会

脱炭素に配慮したくらしを育むまち

【地球温暖化対策実行計画（区域施策編）】



施策展開の方向性

2018（平成30）年に公表された「IPCC 1.5℃特別報告書」では、将来の地球の平均気温上昇が1.5℃を大きく超えないようにするためには、2050年前後には世界のCO₂排出量が正味ゼロとなっていること、これを達成するには、エネルギー、土地、都市、インフラ（交通と建物を含む）及び産業システムにおける、急速かつ広範囲におよぶ移行が必要であることなどが示されました。

これを受け、我が国では、2020（令和2）年10月に「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。

「2050年カーボンニュートラル」の実現は、約30年間におよび長期にわたる取組が求められることから、本計画の目標年次である2032（令和14）年度までをカーボンニュートラル実現への加速期間としてとらえ、これまでの「排出抑制」、「低炭素」の考え方から「排出削減」、「脱炭素」の考え方へシフトし、省エネルギー行動の徹底、再生可能エネルギー利用促進、次世代自動車の普及拡大やエネルギー利用効率の高い住宅・建築物の普及など、脱炭素型まちづくりなどの充実・強化を図ります。

また、本市で暮らし活動する人びとが、積極的に環境負荷の少ないライフスタイルや社会経済活動を展開し、エネルギー消費が最小限に抑えられ、温室効果ガスの排出が削減された脱炭素社会の実現を目指します。

成果指標

項目	目標値 (2030年度)	現状値 (2020年度)
市域の温室効果ガス排出量	277千t-CO	447.8千t-CO ₂ (2019年度)
市の事務事業からの温室効果ガス排出量		5,307 t-CO ₂
市内の再生可能エネルギー導入容量（累計）※1	29,000 kW	12,923 kW (2021年12月末時点)

※1 固定価格買取制度 情報公表用ウェブサイト（資源エネルギー庁）による公表数値

市民の取組

- 脱炭素社会づくりに貢献する「COOL CHOICE 運動」に参加します。
- 市の地球温暖化対策普及啓発イベントに進んで参加します。
- 徒歩や自転車、公共交通機関を利用し、環境に負荷のかからない移動手段を心がけます。
- 再生可能エネルギー由来の電力契約への検討やエネルギーの効率的な使用に努めます。
- 住宅の新築や改築を行う場合は、省エネルギー性能の高い住宅、賃貸住宅を選ぶ際は断熱性に優れた住宅の選択に努めます。

事業者の取組

- 脱炭素社会づくりに貢献する「COOL CHOICE 運動」に参加します。
- 市の地球温暖化対策普及啓発イベントに進んで協力します。
- 環境マネジメントシステム^{※1}（エコアクション 21、ISO14001、エコステージ、グリーン経営認証など）を導入します。
- 事業所内の設備に対して、適切な運転管理と保守点検の実施などのエコチューニング^{※2}を実施します。
- 再生可能エネルギー由来電力契約の検討やエネルギーの効率的な使用に努めます。

※1 事業組織が環境負荷低減を行うための管理の仕組み。

※2 建築物から排出される温室効果ガスを削減するため、建築物の快適性や生産性を確保しつつ、設備機器・システムの適切な運用改善等を行うこと。

個別目標 1 省エネルギーの推進

施策 1 家庭の省エネルギーの促進

市民にとって、取り組みやすく効果的な省エネルギー対策に関する情報の提供や学習講座等を開催し、省エネルギー行動の啓発と習慣化を促進します。

また、より効果的な省エネルギー行動へのステップアップを狙い、家庭エコ診断制度の周知と受診の促進などの取組を推進していきます。

さらに、省エネタイプの機器導入に向けた支援を図ります。

施策 2 事業所の省エネルギーの促進

事業者にとって、取り組みやすく効果的な省エネルギー対策に関する情報の提供などを行い、省エネルギー行動の啓発と習慣化を促進します。

さらに、より効果的な省エネルギー行動へのステップアップを狙い、省エネ診断の周知と受診の促進、設備の適切な運転管理と保守点検の実施の周知と普及などの取組を推進していきます。

施策 3 公共施設の省エネルギーの推進

市役所をはじめとする公共施設においては、令和5年度改定予定の「鎌ヶ谷市公共施設工コアクションプラン 鎌ヶ谷市地球温暖化対策実行計画（事務事業）」に基づき、市の事務事業に係る省エネルギー対策を推進します。

	取組内容	担当部署
1	2050年温室効果ガス排出量ゼロを目指し、「鎌ヶ谷市ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、脱炭素社会に向けて市民・事業者とともに取組を推進します。	環境課
2	COOL CHOICE運動への参加呼びかけなど、家庭・事業所における効果的な省エネルギー活動の促進のため、適切な情報提供や助成を実施します。	環境課
3	家庭における高効率機器や次世代自動車の設置・購入を促進します。	環境課
4	千葉県のCO2CO2（コツコツ）スマート出前講座、CO2CO2スマート宣言事業所登録制度や省エネ診断の活用により、家庭・事業所におけるエネルギー使用状況の把握や、エネルギー使用量の削減を促進します。	環境課
5	省エネルギー対策に関する情報提供を行い、事業者の省エネルギー活動を促進します。	環境課
6	省エネルギー対策に関する情報提供を行い、家庭の省エネルギー活動を促進します。	環境課
7	家庭におけるHEMS ^{*1} や事業所・店舗におけるBEMS ^{*2} などによる省エネルギー行動の実施効果の見える化を促進します。	環境課

	取組内容	担当部署
8	事業所の環境マネジメントシステム（エコアクション21、エコステージ、グリーン経営認証など）の導入を促進します。	環境課
9	エコドライブを促進し、エネルギーを無駄にしない運転についての情報提供を実施します。	環境課
10	「鎌ヶ谷市公共施設エコアクションプラン 鎌ヶ谷市地球温暖化対策実行計画（事務事業）」に基づき、市の事務事業における省エネルギー化を実施します。	全課
11	公共施設では、高効率空調や省エネルギー型の設備の導入・更新を図ります。	各施設担当課
12	市民や事業者の行動変容を促す「ナッジ ^{※3} 」などの取組を検討します。	全課

- ※1 Home Energy Management System の略称であり、一般住宅において、太陽光発電量、売電・買電の状況、電力使用量、電力料金などを一元管理する仕組みのこと。
- ※2 Building Energy Management System の略称であり、業務用ビルなどの建物において、建物全体のエネルギー設備を統合的に監視し、自動制御によりエネルギー利用を最適化する管理システムのこと。
- ※3 罰則や行動を制限したり限定せずは無意識下に働きかけて、本人が良い選択をできるように後押しすること。
例：男子トイレの小便器にハエを描き、的を無意識下に絞らせて、床の清掃費をコストダウンすることや、店内で果物をレジとなりに配置し、ジャンクフードを別の場所に移動させ、無意識下に健康に配慮を促すことなど。

施策 4 再生可能エネルギー化の適切な導入の促進

再生可能エネルギーの導入を促進するため、太陽光発電システムや省エネルギー型住宅等に関する情報の発信や啓発を推進します。

施策 5 広域連携による再生可能エネルギーの調達促進

全国の自治体や企業との広域的連携によるカーボンオフセット、再生可能エネルギーの調達方法について検討します。

	取組内容	担当部署
1	太陽光発電など再生可能エネルギーの活用に関する情報提供を行います。	環境課
2	公共施設では、太陽光発電など再生可能エネルギーの導入に努めます。	全課
3	自然環境や生活環境への影響に配慮しながら、災害時にも役立つ再生可能エネルギー設備の導入拡大による住宅や事業所でのエネルギー創出を図ります。	環境課
4	再生可能エネルギー由来の電力を供給している電力会社への切り替えを呼びかけます。	環境課
5	再生可能エネルギーの余剰電力の蓄電やピークシフト等に資する蓄電池の導入を促進します。	環境課
6	防災拠点となる公共施設等においては、再生可能エネルギー（太陽光発電、コージェネレーション、電気自動車（EV）、蓄電池等）を活用した、災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの構築を検討します。	安全対策課 環境課
7	住宅や工場、商業施設、公共施設などの未活用の屋根や遊休地への太陽光発電の導入・拡大方策について検討します。	環境課
8	地元との合意形成を十分に図り、防災や生活環境、自然環境に配慮した再生可能エネルギー設備の設置を進めるための要綱やガイドラインの制定について検討します。	環境課
9	水素エネルギーの利活用や導入促進策を検討します。	環境課
10	再生可能エネルギー導入モデル地区について検討します。	環境課
11	PPAモデル ^{※2} など地域間連携による再生可能エネルギーの調達方法について検討します。	環境課

※1 温室効果ガスの排出削減量や吸収量を売買可能な「クレジット」として国が認証する制度。

※2 電気を利用者に売る電力事業者（PPA事業者）と、需要家（電力の使用者）との間で結ぶ「電力販売契約」。需要家の敷地内の屋根や遊休地に太陽光発電設備を設置し、電力を自家消費するオンサイトPPAと需要家の敷地外に太陽光発電設備を設置し、需要家に送電するオフサイトPPAがある。

個別目標3 脱炭素型まちづくりの推進

施策6 建物の省エネルギー化の促進

戸建住宅や集合住宅の新築及び増改築時には、省エネルギー化に配慮した建物・設備とするよう普及・啓発を行います。

施策7 公共交通、自転車利用の促進

自動車の使用について次世代自動車の普及を図るとともに、エコドライブ^{※1}への心がけを啓発するため、PRを展開します。

また、市民や本市を訪れた人が鉄道やバスなどの公共交通機関や自転車、徒歩により快適に移動ができる利便性の高いまちづくりを推進します。

施策8 エネルギーの面的利用の促進

災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの構築やエネルギーの面的利用等に向けた取組を推進します。

	取組内容	担当部署
1	建築物の新築・改築時には、建築物省エネ法や都市の低炭素化促進法に基づき、エネルギーの地産地消（創エネ・省エネ・蓄エネ）などエコ建築物への指導・誘導を図り、市街地の脱炭素化を促進します。	建築住宅課 環境課
2	屋上緑化や壁面緑化の促進、みどりのカーテンの普及など、まちの脱炭素化に貢献する緑化を促進します。	環境課 公園緑地課 各施設担当課
3	公共交通の利便性を高め、利用しやすくし、エネルギーの効率化が図れる公共交通機関の利用を促進します。	道路河川管理課 都市計画課 環境課
4	生活道路の整備をし、歩行者等の利便性を高めます。	道路河川整備課 道路河川管理課
5	エコドライブへの心がけを啓発するため、PRを展開します。	環境課
6	電気自動車充電設備や水素ステーションなど、次世代自動車の普及促進に必要なインフラ整備を検討します。	環境課 契約管財課
7	防災拠点となる公共施設等においては、再生可能エネルギー（太陽光発電、コージェネレーション、電気自動車（EV）、蓄電池等）を活用した、災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの構築を検討します。 （再掲）	安全対策課 環境課

※1 車を運転する上で簡単に実施できる環境対策で、二酸化炭素（CO₂）などの排出ガスの削減に有効とされている。主な取組は、アイドリング・ストップの励行、急発進や急加速、急ブレーキを控える、など。

鎌ヶ谷市の温室効果ガス排出量の推移と将来予測

本市から排出される2013（平成25）年度の温室効果ガス排出量は556千t-CO₂で、2019（令和2）年度現在まで減少傾向で推移しています。部門別では、家庭部門、運輸部門からの排出量が多くなっています。

排出量が減少している要因としては、省エネ機器の普及拡大や省エネ行動の実践割合の増加、太陽光発電などの再生可能エネルギーの普及、電力排出係数の低下などの複数の要因が考えられます。

現在の傾向が今後も続くと仮定した場合、2030（令和12）年には399千t-CO₂と2013（平成25）年度から28.3%減少すると予測されます。

鎌ヶ谷市の温室効果ガス排出量の推移と将来予測



部門		実績値		予測値		
		2013年度	2019年度	2020年度	2027年度	2030年度
		t-CO ₂				
産業部門	農林水産業	1,407	1,527	1,716	1,917	1,997
	建設業・鉱業	9,690	5,364	5,644	2,596	1,861
	製造業	109,018	78,431	91,903	83,948	79,734
	産業部門合計	120,115	85,322	99,263	88,461	83,592
業務部門		119,171	93,569	91,862	76,517	70,749
家庭部門		157,088	120,758	121,296	106,268	100,247
運輸部門	自動車	113,149	109,082	111,773	109,527	108,574
	鉄道	37,257	30,571	30,398	27,765	26,639
	運輸部門計	150,407	139,653	142,171	137,292	135,212
廃棄物	一般廃棄物	9,432	8,502	8,421	8,922	9,146
CO ₂ 排出量合計		556,212	447,803	463,013	417,460	398,947

再生可能エネルギーの導入状況

2020（令和2）年度における本市の再生可能エネルギーの導入容量（FIT 認定分）は12,385 kW、発電量は15,333 MWhとなっており、全量が太陽光発電によるものです。

再生可能エネルギーによる発電電力量は、市域で消費される全電力量の2.9%に相当します。

太陽光発電容量別では、10kW未満が約69%、10 kW以上が約31%となっています。

再生可能エネルギーの導入状況の推移



コラム：エネルギー消費量と二酸化炭素排出量

●エネルギー消費量とは？

ガソリン、軽油、都市ガスなど化石燃料の使用、化石燃料を用いて発電された電力や熱の使用によって得られる発熱量のことで、単位はJ（ジュール）です。消費量には、再生可能エネルギーは含まれていません。

日々の生活を営む上でエネルギーは必要不可欠なものですが、このエネルギーの原材料として、石油、石炭、天然ガスなどの化石燃料が使われています。

●二酸化炭素排出量とは？

主にガソリン、軽油、都市ガスなどの化石燃料の使用、化石燃料を用いて発電された電力や熱の使用によって排出される二酸化炭素量のことで、単位はkg-CO₂あるいはt-CO₂です。排出量には、再生可能エネルギーは含まれていません。

二酸化炭素排出量は、以下の式であらわすことができます。

$$\text{二酸化炭素排出量} = \text{燃料の使用量} \times \text{燃料別排出係数}$$

$$\text{二酸化炭素排出量} = \text{エネルギー消費量} \times \text{エネルギー種別排出係数}$$

二酸化炭素排出量を減らすということは、化石燃料によるエネルギー消費量を減らすこと、あるいは化石燃料によるエネルギー消費量を再生可能エネルギーに置き換えるということになります。

温室効果ガスの削減目標

日本ではパリ協定に基づき、『2030年度に2013年度比で温室効果ガス排出量を46.0%削減』とする削減目標を「地球温暖化対策計画」において掲げています。

また、2020（令和2）年10月には、日本政府が『2050年カーボンニュートラル宣言』を発表し、2050年までに脱炭素社会を実現し、温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを目標としています。

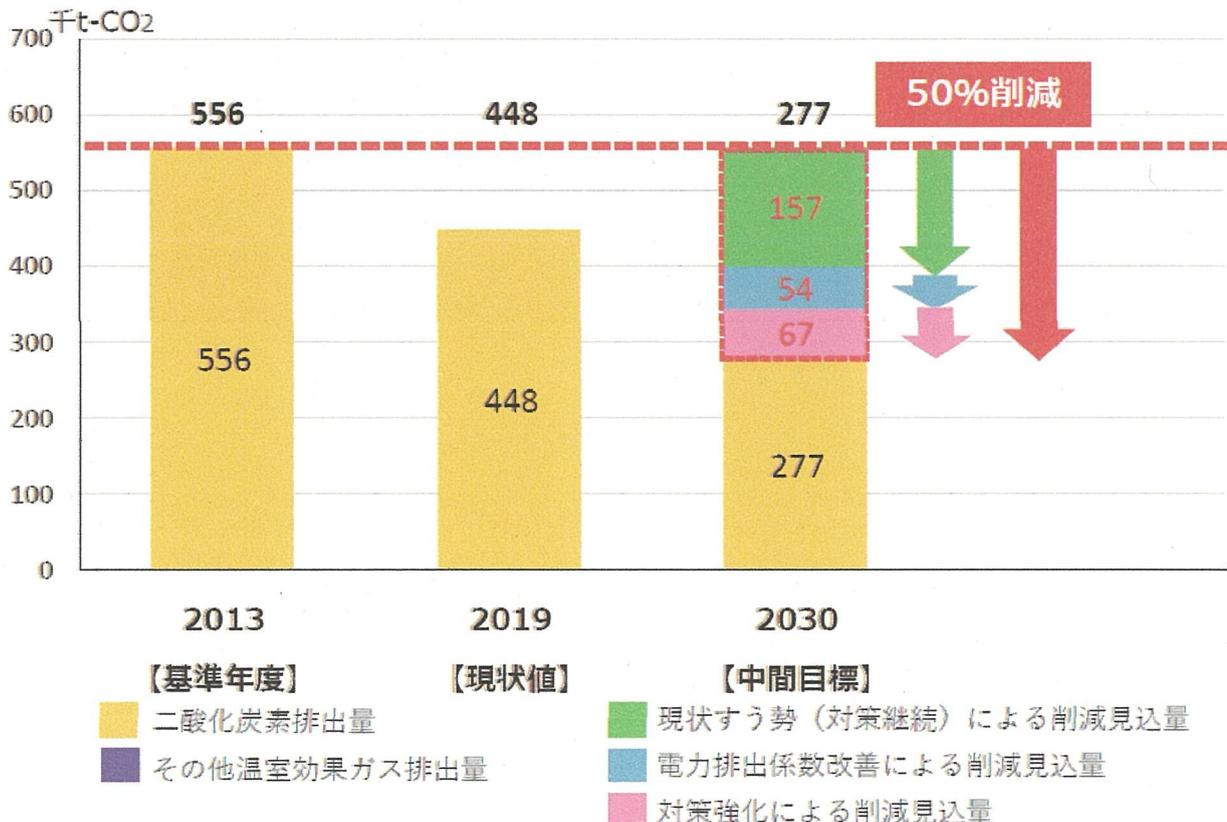
鎌ヶ谷市においても国の削減目標に準じて、以下の削減目標を掲げます。

市域からの温室効果ガス排出量を 2032（令和14）年度までに2013（平成25）年度比で 50%削減

この目標達成に向けて、これまでの対策を継続するとともに、家庭部門、運輸部門を中心に更なる省エネ行動の促進、再生可能エネルギーの利用拡大などに向けた追加対策を実施します。

また、長期目標として、2050（令和42）年度までに温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指します。

温室効果ガス削減目標



(参考) 温室効果ガス排出量及び削減量の部門別内訳

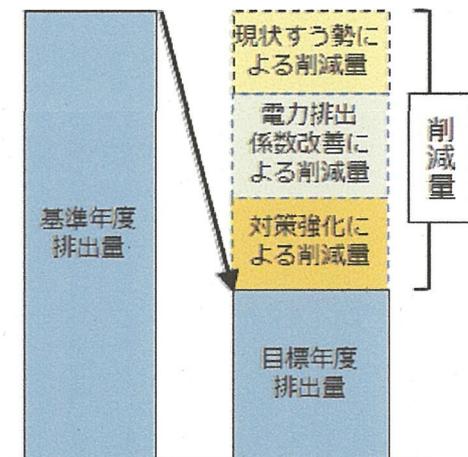
部門	2030年 排出量 (千t-CO ₂)	基準年度(2013)からの削減量(千t-CO ₂)				基準年度比削減率(%)	
		現状すう勢 (対策継続) 分	排出係数 改善分	対策強化分		うち 対策強化分	
産業	70	-50	-37	-11	-3	-41.7%	-2.5%
業務	46	-73	-48	-12	-13	-61.3%	-10.9%
家庭	50	-107	-57	-15	-35	-68.0%	-22.3%
運輸	109	-42	-15	-17	-9	-27.6%	-6.0%
廃棄物	2	-7	0	0	-7	-77.2%	-74.2%
合計	277	-279	-157	-54	-67	-50.1%	-12.0%

コラム：削減量の考え方について

基準年度からの削減量は、現状すう勢による削減量、電力排出係数改善による削減量、対策強化による削減量を積み上げた数値とします。

また、対策強化量とは、鎌ヶ谷市の施策として実施可能な市民や事業者の行動変容の促進、再生可能エネルギー設備の導入の促進、省エネ型の設備機器の導入・更新の促進、建築物の省エネ化の誘導などであり、国や県の制度変更や科学技術等の進展による対策量は見込んでいません。

なお、対策強化量は、実現性の面で不確実性が伴うことから、本計画においては、再生可能エネルギーの導入目標、省エネ行動や設備機器更新等による削減量は、余裕を持った目標値を設定しています。



■ 2030(令和12)年度までの削減量の内訳

削減区分	必要最低限の削減量(千t-CO ₂)
現状すう勢による削減量	157.3
電力排出係数改善による削減量	54.5
対策強化による削減量	67.0
再エネの導入による削減量	7.9
省エネ行動、設備機器更新等による削減量	59.1
削減量合計	278.8

再生可能エネルギーの導入目標

本計画における再生可能エネルギーの導入目標[※]は、以下のとおり設定します。

**2030（令和12）年度までに
再生可能エネルギー導入容量（累計）を29,000 kW以上**

※FIT 認定分をもとにした目標値

※2020（令和2）年度比で約2.3倍に相当

基本目標 2 循環型社会

資源循環に配慮したくらしを育むまち



施策展開の方向性

有限な資源の持続性を確保するため、大量生産、大量消費、大量廃棄という社会のあり方を根本から見直し、人の生活や企業活動などに伴って発生・消費されるものやエネルギーなど、あらゆる物を資源として循環させ、繰り返し利用する社会を構築するものです。そのために、廃棄するものを最小限とすることで、自然環境をはじめとする環境への負荷を可能な限り低減するシステムの実現が重要です。

ごみ（廃棄物）を減らすためには、まず、ごみを出さないこと（発生抑制：リデュース）を優先して、再使用（リユース）、再資源化（リサイクル）を推進することが必要です。ごみを減らすことは、環境への負荷の抑制につながるだけでなく、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量を減らすことが可能です。これらの3Rの取組に、ごみを家庭に入れない（断る：リフューズ）、ごみにしない（修理して使う：リペア）という2つの行動を加えた「5つのRe」（リフューズ、リデュース、リユース、リペア、リサイクル）について市民・事業者への普及啓発活動を実施していきます。

また、分別排出の徹底による資源化の促進、収集運搬作業の効率化など、ごみ処理体制を充実していきます。

成果指標

項目	目標値 (2032年度)	現状値 (2020年度)
ごみ総排出量 ^{※1}		31,140t
市民1人1日当たりのごみ排出量 ^{※2}		776g/人
リサイクル率 ^{※3}		19.8% (2019年度)

※1 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合ウェブサイトによる公表数値

※2 ごみ総排出量と住民基本台帳人口（9月30日時点）から算出

※3 出典：清掃事業の現況と実績（一般廃棄物処理事業の概況）について（千葉県）

市民の取組

- ごみ出しルールに基づいて、正しく分別して出すことを徹底します。
- すぐにごみになるもの、資源化しにくいものは買わないようにします。
- 生ごみを出す場合は、水分をよく切り、ごみを減量します。
- 家庭や飲食店では、食品の食べ残しがないようにします。
- マイバック、マイボトル、マイ箸を持参し、可能な限りレジ袋やワンウェイプラスチックは受け取らないようにします。

事業者の取組

- 資源化できるごみの分別を徹底し、リサイクルします。
- リサイクル BOX の設置に努めます。
- ばら売りや量り売りを増やします。
- 飲食店では、食品の食べ残しが発生しないよう利用者に呼びかけます。
- フードバンク事業に協力します。

行政の取組

個別目標 4 「5つのRe」の推進

施策 9 ごみ発生抑制に向けた普及、啓発

広報紙やホームページ、パンフレット、ポスター等を活用して、「5つのRe」（リフューズ、リデュース、リユース、リペア、リサイクル）によるごみの減量化・資源化のための情報を継続して提供します。

市民や事業者の独自性を優先した発生抑制の取組を推進するために、協働で、ごみをつくらない、出さないための行動を呼びかけていきます。

また、資源化、使い捨てプラスチックの使用削減や食品ロスを抑制する取組など、ごみの減量化に対して効果のある諸制度について、幅広く情報を収集し、必要に応じて導入を検討します。

施策 10 分別排出、収集の徹底

ごみの発生抑制をはじめ、資源化をより一層進めていくために、ごみの分け方、出し方について必要な情報をわかりやすく市民・事業者提供し、分別排出の徹底を図ります。

施策 11 資源化促進のための仕組みづくり

分別排出・収集の徹底、不要となったものを再使用、再生利用するための仕組みづくりを行うとともに、資源物の集積所回収をはじめ、市民団体等による集団回収活動への支援など、誰もが参加しやすい資源物回収事業に引き続き、取り組んでいきます。

また、事業所においては、自らが責任をもって適切に処理することを徹底させるための啓発及び指導を行うとともに、リサイクルへの取組につなげるための情報発信を行っていきます。

施策 12 循環経済への転換に向けた普及、啓発

「5つのRe」の取組から、持続可能な経済成長・発展を実現する経済システムである循環経済^{※1}への転換を促進します。

※1 資源や製品を経済活動の様々な段階（生産・消費・廃棄など）で循環させることで、資源やエネルギーの消費や廃棄物発生を無くしながら、かつその循環の中で付加価値を生み出すことによって、経済成長と環境負荷低減を両立するための国際的かつ協調的取組。

取組内容		担当部署
1	「5つのRe」（リフューズ、リデュース、リユース、リペア、リサイクル）の情報提供、啓発により、市民の行動を促進し、ごみの減量化を図ります。	クリーン推進課
2	買い物時のごみの発生を抑制するため、事業者とともに簡易包装による購入やマイバッグの持参などを市民に呼びかけます。	クリーン推進課
3	家庭や飲食店等に対し、食べ残しや余分な食材の購入を減らすことで食品廃棄物の発生を抑制するよう啓発します。	クリーン推進課 商工振興課
4	ごみの出し方（分別収集、収集日時、各集積所の管理）の周知を図るため、普及啓発活動（アプリの活用、リーフレット作成等）を行います。	クリーン推進課
5	生ごみの減量化及びたい肥化により資源の有効利用を図るため、家庭用生ごみ処理機・容器が普及するよう支援します。	クリーン推進課
6	地域における資源ごみのリサイクルを促進するため、地域でリサイクル活動を行う団体に対して支援を行います。	クリーン推進課
7	ごみ減量のため、紙パック・古紙等の回収、再生利用を進めるとともに、市民団体への支援を行います。	クリーン推進課
8	空かん、空びん、ペットボトル等の回収、資源化及び再生利用を推進します。	クリーン推進課
9	「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づき、分別収集の普及啓発活動を行います。	クリーン推進課 柏・白井・鎌ヶ谷 環境衛生組合
10	「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づき、再生資源、再生部品の利用に努めます。	全課
11	「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、特定の建設資材について再資源化等の促進に努めます。	工事発注担当課
12	庁内から排出されるごみの分別収集や機密文書の溶解処理（セキュリティリサイクル）などリサイクルを推進します。	全課
13	使用済小型家電、使用済インクカートリッジの回収などを行い、リサイクルを推進します。	クリーン推進課
14	海洋プラスチックごみの問題について理解を深めるとともに、使い捨てのプラスチック製品の使用を削減するよう啓発します。	クリーン推進課 環境課 商工振興課
15	循環経済の意義について周知するとともに、市民に対する賢い消費行動の呼びかけ、事業所に対する環境配慮型製品の設計・製造・販売を呼びかけていきます。	クリーン推進課 商工振興課

個別目標 5 適正な処理の推進

施策 13 安定的で効率的なごみ処理体制の推進

高齢者世帯の増加など、将来のごみを取り巻く環境の変化に対応するとともに、環境と安全に配慮した収集・運搬を行います。

	取組内容	担当部署
1	ごみの分別品目について、法令やリサイクル技術の動向や市民意識などを考慮しながら、必要に応じて見直しを行います。	クリーン推進課 柏・白井・鎌ヶ谷 環境衛生組合
2	収集運搬方法の効率化や、ごみ出し困難を伴う市民へのより良い収集方法について検討します。	クリーン推進課 柏・白井・鎌ヶ谷 環境衛生組合

基本目標 3 自然共生社会

自然と人との共生を育むまち



施策展開の方向性

本市は、都心まで25km圏内であることから、首都近郊の住宅都市として発展してきましたが、一方で、歴史的象徴の社寺林や屋敷林、市街地周辺の畑や果樹園、大津川や大柏川などの河川やその周辺の林や草地、囃子水公園の湧水など多様な環境要素が存在するため、多種多様な動植物が生息・生育し、生物多様性が豊かな地域も残されています。

森林や水辺、農地などは、空気浄化や水源涵養（かんよう）の機能を有するほか、動植物の生息・生育空間など多様な役割を担っており、この価値ある自然を本来の姿で保全する必要があります。また、まちなかの緑は、私たちに精神的なゆとりややすらぎをもたらすほか、地球温暖化の防止やヒートアイランド現象の対策にもつながるものです。近年は、新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの人々が自宅近くで過ごす時間が増え、住まいの身近な環境や地域の自然資源の重要性が認識され、公園、都市農地、民間空地などの広場のほか、街路等の公共空間や里山などの有する価値が再認識されています。

これらの大切な自然を次世代へと引き継いで「自然と人との共生を育むまち」を実現するために、緑地や水辺の改変、遊休農地や耕作放棄地の増加を最小限にとどめるとともに、動植物の生息・生育域である豊かな自然の維持・向上に向けた取組を展開します。また、市民が自然に親しめるよう、自然とふれあい、その大切さが実感できる機会と場を提供します。

さらに、市街地における緑や水辺を守り、暮らしの中でその豊かさを実感できるまちづくりを展開します。

成果指標

項目	目標値 (2032年度)	現状値 (2020年度)
市民1人当たりの都市公園面積		3.3m ²
ふれあいの森整備数		10箇所
公園等サポーター参加数		34件
農作物ブランド化認定数		8件
援農ボランティア数		86人

市民の取組

- 湧水地や水辺空間、公園の美化活動など、地域の環境保全活動に進んで参加します。
- 市や地域の緑化活動に進んで協力、参加します。
- 自然観察会や体験型学習イベントなどに積極的に参加します。
- 身近な動植物に関心を持ち、生物多様性への理解を深めます。
- 地域の生態系に影響を与える外来生物への理解を深めます。

事業者の取組

- 市民や行政が実施する自然観察イベントや美化活動に積極的に協力・参加します。
- 市や地域で行う緑化活動に協力します。
- 身近な動植物に関心を持ち、生物多様性への理解を深めます。
- 地域の生態系に影響を与える外来生物への理解を深めます。
- 敷地内や屋上などの緑化に努めます。

個別目標 6 生物多様性の保全

施策 14 動植物の生息、生育環境の保全

市内の緑地や水辺などには、環境省のレッドデータブックに記載された貴重な動植物をはじめとする多種多様な動植物が生息・生育しています。

これらの動植物の実態を定期的に把握するために、生物多様性の保全に向けた指針の策定や施策の実施に努めるほか、外来生物による生態系等への被害防止に努めます。

さらに、環境体験学習等の講座やイベント開催を通じて、生物多様性の保全は、わたしたちの衣・食・住をはじめとする日常生活や農業生産などの経済活動に密着した身近な問題であることを市民・事業者へ周知・啓発をしていきます。

施策 15 動植物とふれあえる空間の創造

市民が、生物多様性の大切さが実感できるように、自然観察イベント等の実施や親水公園や河川等の適切な維持管理の実施など、動植物とふれあえる機会と場を提供していきます。

施策 16 外来種対策の推進

在来種の生息を脅かしたり、市民の健康に被害を及ぼす恐れのある外来種について、市民への注意喚起を促し、侵入・拡散の防止に向けた対策を進めていきます。

	取組内容	担当部署
1	自然環境や生物の多様性を保全・活用するため、市民ボランティアやNPO法人等と協働して、動植物の実態把握に努めます。	環境課
2	希少動植物の生息・生育状況の情報収集に努め、適切な保全策を講じます。	環境課
3	自然度の高い谷津を囲む斜面林や平地林の適切な保全管理を促進します。	環境課 公園緑地課
4	「外来生物法」や「生態系被害防止外来種リスト」に基づき、外来生物による生態系等への被害防止に努めます。	環境課
5	野生動植物に親しめる場として、栗野地区公園や白旗緑地（蛍の里）などの自然観察ができる場所の適切な維持管理を実施します。	公園緑地課
6	自然観察イベント等の開催を図ります。	環境課
7	生物多様性に関して市民の理解を深めるため、環境イベントにおいて情報発信を行います。	環境課

個別目標7 みどり・水辺の保全

施策17 緑地の保全、創出

本市で最も広い平地林である粟野地区公園をはじめ、社寺林や屋敷林など地域の里山・平地林の保全に向けて、地域の市民や団体の協力を得て、適切な維持管理の取組を進めます。

また、地域住民等と協働して、ふれあいの森の整備による市街化区域内に残された林などの保全や在来植生に配慮した雑木林の再生に取り組みます。

施策18 水辺の保全、整備

嚙子水公園や白旗緑地の湧水や、市内河川などの身近な水辺の維持管理を推進し、多様な動植物が生息・生育できる良好な環境の保全に努めます。

市民が水辺に親しめる機会の提供を目的とする親水空間を利用したイベントや河川清掃活動等を実施するとともに、より多くの市民の興味を引きつける活動内容を立案し、水辺の保全活動への参加率を高めていきます。

施策19 公園の整備

公園やビオトープ等の整備を着実に推進し、自然とのふれあいの場、やすらぎの場の創出に努めます。

また、公共用地内の緑地確保、開発事業等に伴う緑化指導を推進し、市内のみどりを保全・創出していくとともに、市民・事業者による緑化活動を支援します。

施策20 農地の保全、活用

作物の生産や良好な景観の形成、動植物の生息・生育空間といった多面的な役割を担う農地を保全するため、遊休農地や耕作放棄地の解消に努めます。

また、市内産の農産物を広域的に「鎌ヶ谷産ブランド」として定着させ、持続可能な都市農業の構築を目指します。

	取組内容	担当部署
1	自然とのふれあいの場、やすらぎの場として公園の整備を進めます。	公園緑地課 文化・スポーツ課
2	街路樹や河川沿いの樹木の保全及び整備を通して、道路や水辺の緑化を進め、緑地空間をつくります。	都市計画課
3	市内に残る巨木の維持管理を支援し、みどりの保全を図ります。	環境課 公園緑地課 文化・スポーツ課
4	地域住民等と協働して公園や「ふれあいの森」の維持管理や活用に努めます。	公園緑地課
5	公共施設の整備の際には、積極的に緑化を進めます。	各施設担当課
6	宅地造成や事業所建築行為に対して、緑化や公園緑地の設置等の指導を行い、みどりを確保します。	都市計画課 公園緑地課

	取組内容	担当部署
7	農地の多面的機能を維持・発揮するため、農業者や地域住民が協働で行う農地の維持管理や田畑の景観形成などの活動を支援します。	農業振興課
8	次世代の農業の担い手の育成支援により農業従事者の減少を抑え、農地の保全を図ります。	農業振興課
9	農薬や肥料の使用等に配慮している農業の支援を行い、環境に配慮した農業の普及・拡大を図ります。	農業振興課
10	地域農業を活性化させるため、各種イベントや学校給食や保育園給食への地元農産物の提供、活用などにより地産地消を推進します。	農業振興課
11	市内の湧水について水質検査等を実施し、保全に努めます。	環境課
12	流域の近隣関係団体による河川や市内ボランティア団体による湧水地などの水辺のイベントを支援します。	環境課 道路河川管理課
13	緑化活動を行う市民団体等への活動を支援します。	公園緑地課

基本目標4 安全・安心社会

安全・安心・快適な暮らしを育むまち

【気候変動適応計画】



施策展開の方向性

市民が健康に生活できる環境を確保するため、法令等に基づく事業所・工場等への指導・許可、立ち入り検査の実施のほか、騒音・振動の発生防止に向けた取組を実施するなど、引き続き、環境基準の達成及び市民の環境に対する満足度向上に向けた取組を実施していきます。

また、魅力的で快適なまちなみを形成・維持していくために、ごみのポイ捨て防止などまちの美化に関する市民意識の向上、廃棄物の不法投棄の発生抑止や、『鎌ヶ谷市景観計画』等に基づく、開発行為等における景観への取組を実施していきます。

さらに、これまでの温室効果ガスの削減のための「緩和策」の一層の推進に加えて、気候変動の影響に対する「適応策」を講じていきます。気候変動の影響は様々な分野におよびますが、本市においては健康安全面での対策や浸水被害への対策を推進していきます。

成果指標

項目	目標値 (2032年度)	現状値 (2020年度)
大気汚染、河川水質、地下水質、騒音の環境基準達成割合		50.0%
下水道普及率		68.4%
公害苦情件数		97件
まちなみの美しさに対する市民の満足度 ^{※1}		2.80 (2021年度)

※1 2021(令和3)年に実施した『鎌ヶ谷市の環境についての市民アンケート調査』による満足度の平均点(満足度を5点、まあ満足度を4点、普通を3点、やや不満を2点、不満を1点として計算)。

市民の取組

- ごみやたばこのポイ捨てはせず、ペットのフンは必ず持ち帰ります。
- 家庭ごみなどの野焼き、不法投棄はせず、適正に処理します。
- 地域の美化運動に積極的に協力します。
- エコドライブに努め、騒音や振動をまねくような自動車やバイクの運転は慎みます。
- クールシェアスポットを活用します。

事業者の取組

- 事業活動から生じる大気汚染、騒音、振動、悪臭、光害などの防止に努めます。
- 環境保全協定の締結等により、自主的な環境配慮を進めます。
- 周辺住民などから苦情があった場合は、速やかに原因把握、問題解決に協力します。
- 地域の清掃など美化活動に積極的に参加します。
- 災害時には、避難場所や物資の提供に協力します。

行政の取組

個別目標8 公害防止対策の推進

施策21 公害防止対策の推進

生活環境を保全するため、法令等に基づく事業所・工場等への指導、立ち入り検査の実施など、環境基準の達成及び市民の環境に対する満足度向上に向けた取組を実施していきます。

施策22 監視、測定の実施

大気、水質、騒音・振動、ダイオキシン類、放射線量など、市内の環境状態の監視・測定を実施します。

	取組内容	担当部署
1	生活環境を保全するため、事業所や工場等に対し、関係法令の規制基準を遵守するよう指導するとともに、定期的な監視や適切な指導を行います。	環境課
2	大型車が通る道路では、自動車交通騒音等を緩和する高機能舗装による整備等、道路環境の改善を進めます。	道路河川整備課
3	生活道路へ通過車両が進入することを防ぐため、安全対策の見直しや交通規制の実施の検討、幹線道路（都市計画道路）の整備を進めます。	道路河川整備課
4	大気中への石綿の飛散を防止するため、建築物の解体現場などにおける飛散防止対策について県と連携を図ります。	環境課
5	有害物質等の適正管理に関する規制等について、事業所へ周知します。	環境課
6	大気、水質、騒音・振動などの監視・測定を行い、測定結果を公表します。	環境課
7	関係機関と連携し、航空機騒音の低減に努めます。	総務課

施策23 環境美化の推進

ごみの散乱や不法投棄を防止するため、環境美化に対する市民・事業者のモラルを向上させるとともに、地域との協働によるまちの美化の取組等を実施し、ごみの少ないきれいなまちを目指します。

施策24 まちなみ景観の向上

良好なまちの景観を形成するため、『鎌ヶ谷市景観計画』等に基づく、開発行為等における景観への取組を実施し、地域の特色を活かした景観づくりを推進します。

	取組内容	担当部署
1	快適で心地よい生活環境を維持するため、ごみやたばこのポイ捨てや犬のフン害防止等、まちの美化に関する市民の意識の向上を図ります。	環境課
2	廃棄物の不法投棄に対する県や警察との協力関係を強化します。	環境課
3	市民・事業者・行政が一体となってまちの環境美化を促進するため、地域で行う清掃活動を支援します。	環境課
4	建築や建設などの行為、開発行為等にあたっては、『鎌ヶ谷市景観計画』等に基づきながら、景観や環境に配慮するよう指導を行います。	都市計画課
5	地域の特色を活かした良好なまちなみを形成するため、地区計画の活用を検討します。	都市計画課

個別目標 10 気候変動適応策の推進

施策 25 自然災害対策の推進

豪雨の増加や台風の大型化等による浸水や土砂崩れ、河川の氾濫などの災害への防災対策を推進します。

また、鎌ヶ谷市水害ハザードマップの周知を図り、市民の防災意識の向上を促進します。

施策 26 健康被害対策の推進

地球温暖化の進行やヒートアイランド現象等の影響により、都市部の高温化が進み、熱中症の発症リスクが高まっていることから、高齢者等市民へ向けて予防に関する情報提供などの普及啓発を行っていくほか、公共施設をはじめ、事業者へクールシェアスポットの設置を呼びかけます。

施策 27 災害に強いまちづくりの推進

気候変動による市域への影響や対策について情報提供を行うなど、気候変動適応の考え方の周知を図ります。

また、気候変動の影響による被害を最小限とするため、関係機関と連携しながら、地域の防災・減災力の強化に努めます。

	取組内容	担当部署
1	雨水貯留施設の設置促進など、排水施設の整備や適切な管理を行うとともに、雨水の流出抑制対策を推進します。	道路河川整備課 道路河川管理課 下水道課 農業振興課
2	鎌ヶ谷市水害ハザードマップ、かまがや安心 eメールの周知を図り、市民の防災意識の向上を促進します。	安全対策課
3	熱中症患者の発生を予防するため、県と連携して市内の公共施設や事業所を「クールシェアスポット」として認定し、休息施設としての利用を促進します。	環境課
4	熱中症の発生を抑制するため、熱中症警戒アラートとしてホームページや防災行政無線等を活用した注意喚起や熱中症情報を迅速に行うとともに、関係機関等を通じて高齢者等に対する見守り、声掛け活動の強化を推進します。	環境課 安全対策課 消防本部
5	光化学スモッグ注意報発令時における周知の迅速化を図ります。	環境課
6	地表面や屋上の緑化、透水性舗装の拡大など、ヒートアイランド現象の緩和に向けた取組を推進します。	環境課 都市計画課 道路河川整備課 各施設担当課
7	土砂等の汚染や崩落等の災害の発生を防止するため、一定規模の埋立等に許可制を設け規制を行います。	環境課 開発指導室

	取組内容	担当部署
8	気候変動による影響やリスク、防災・減災に関する情報提供と学習講座等の開催を図ります。	安全対策課 環境課
9	気候変動の影響による被害を最小限とするため、関係機関と連携し、地域の防災・減災力の強化など、気候変動適応に関する施策について検討します。	安全対策課 環境課
10	防災拠点となる公共施設等においては、再生可能エネルギー（太陽光発電、コージェネレーション、電気自動車（EV）、蓄電池等）を活用した、災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの構築を検討します。（再掲）	安全対策課 契約管財課 環境課
11	関係機関等と連携し、高温化に対応した農作物の栽培方法や適応品種などに関する情報収集・発信を図り、農作物の被害軽減に努めます。	農業振興課

基本目標5 市民との協働

環境パートナーシップを育むまち



施策展開の方向性

地球温暖化をはじめとする今日の環境問題は、国際的かつ広域的な対策のみならず、私たちのライフスタイルや事業活動を見直し、変えるだけでも、その解決につながるものです。

私たちには、次の世代も快適な生活が送れるよう「環境にやさしいまち」をつくりあげることが求められており、市民一人ひとりが環境問題について学び、考え、環境にやさしい行動を積極的に実践するまちを実現していかなければなりません。

そのためには、家庭や学校、職場をはじめ、様々な機会で、子どもと大人が一緒になって環境について学び、考え、環境にやさしい暮らしを積極的に実践するための取組を展開します。

また、未来を担う子どもたちへの環境教育を実践し、学校や地域全体に環境活動の輪を広げていきます。さらに、子どもたちをはじめとする若い世代に対して環境学習講座や環境イベントの参加を促進し、将来の鎌ヶ谷市の環境パートナーシップの核となる人材の育成を推進するとともに、ワークショップなどにより若い世代との意見交換や協働作業を行うことで、将来の鎌ヶ谷市の環境像の実現に向けた市民との協働による環境事業の具現化を推進します。

成果指標

項目	目標値 (2032年度)	現状値 (2020年度)
地域の環境活動に参加したことがある市民の割合 ^{※1}		53.3% (2021年度)
協働による環境イベントの開催数		3回 ^{※2}
環境に関する講習会・自然観察会参加者数		延べ114人

※1 2021（令和3）年に実施した『鎌ヶ谷市の環境についての市民アンケート調査』において、7つの環境活動のいずれかに「主催・開催したことがある」または「参加したことがある」と回答した割合。

※2 2020（令和2）年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、一部のイベントのみ実施。

市民の取組

- 環境に優しい生活や行動を心がけます。
- 環境イベント、環境学習講座などに参加します。
- ボランティアなどの協働活動に参加します。
- 環境に関心を持ち、環境保全活動に関する情報をキャッチします。
- 自主的に環境学習に取り組みます。

事業者の取組

- 環境マネジメントシステム（エコアクション 21、ISO14001、エコステージ、グリーン経営認証など）を導入します。
- 市民や行政が実施するイベント、環境学習講座などに積極的に参加・協力します。
- 施設見学など環境教育・環境学習の機会を提供します。
- 従業員を対象とした環境研修を実施します。
- 環境に関する制度等の情報を収集し、事業活動に活用します。

個別目標 11 環境教育・環境学習の推進

施策 28 学校における環境教育の充実

次世代における環境問題解決の担い手となる児童・生徒への環境教育について、なお一層の充実を図るため、学校単位で身近な環境問題やエネルギー問題などに関する教育の取組を推進します。

また、学校がニーズに合ったボランティア団体・NPO・企業・大学等と連携できるよう、住民団体や事業所などが提供する環境教育メニューとのマッチングを推進します。

施策 29 地域における環境学習機会の拡充

地域における環境学習については、幅広い世代を対象とした環境学習の活性化を図ります。また、より多くの市民の興味を引きつける活動内容の立案や、市民が参加しやすい工夫等の改善策を講じながら、環境学習会やイベントの開催などを通じて、環境学習の充実を図るとともに、活動参加率の向上をめざします。

	取組内容	担当部署
1	身近な環境問題を取り上げた学習教材を各学校で活用します。	学校教育課
2	市民がニーズに合ったボランティア団体・NPO・企業・大学等と連携できるよう、住民団体や事業所などが提供する環境教育や講師派遣などのメニューとのマッチングを推進します。	環境課 学校教育課 生涯学習推進課
3	市民・事業者の環境保全意識向上のため、環境学習の機会の充実を図ります。	環境課 生涯学習推進課
4	市民・事業者の環境学習の拠点となる場所の拡大・充実を図ります。	環境課 生涯学習推進課
5	省エネルギーに関するセミナーを通じて省エネルギー意識の向上に努めます。	環境課
6	エコライフ推進員を通じて、省エネルギー行動の普及を図ります。	環境課

個別目標 12 環境に配慮した行動の実践

施策 30 環境負荷の少ないライフ・ワークスタイルへの転換

環境に配慮した行動及び生活の実践と定着に向けて、市民・事業者に対する適切な情報提供を行うとともに、市民・事業者の自主的な環境に配慮した活動に対する支援を行います。

施策 31 環境活動情報の共有

「広報かまがや」や市ホームページ、町内回覧板、ごみ分別アプリなどの様々な媒体を活用しながら、市内の環境保全活動に係る情報発信を行っていきます。

また、市内で活動を行っている市民や環境保全団体等の取組を広く周知します。

	取組内容	担当部署
1	日常生活の中で省エネ及び省資源の効果を分かりやすく確認できる手法を紹介します。	環境課
2	チェックシート等により省エネルギー行動の意識付け、動機付けを行います。	環境課
3	家庭でできる温暖化対策（エコライフ）の普及、啓発を進めます。	環境課
4	環境問題に係る情報の収集・提供を行います。	環境課
5	市民・事業者が行う環境保全活動を発表する場を提供します。	環境課
6	市民・事業者が行う環境保全活動について周知を行います。	環境課
7	環境問題や環境活動に係る効果的な情報の受発信の方法について検討を図ります。	環境課

個別目標 13 協働による環境活動の推進

施策 32 環境ボランティア、環境リーダーの育成

環境に配慮した行動及び生活の実践と定着に向けて、市民・事業者に対する適切な情報提供を行うとともに、市民・事業者の自主的な環境に配慮した活動に対する支援を行います。

施策 33 環境に配慮した活動への支援

「広報かまがや」や鎌ヶ谷市ホームページ、町内回覧板、ごみ分別アプリなどの様々な媒体を活用しながら、市内の環境保全活動に係る情報発信を行っていきます。

また、市内で活動を行っている市民や環境保全団体等の取組を広く周知します。

施策 34 協働による環境活動、イベントの充実

環境に配慮した行動及び生活の実践と定着に向けて、市民・事業者に対する適切な情報提供を行うとともに、市民・事業者の自主的な環境に配慮した活動に対する支援を行います。

	取組内容	担当部署
1	環境保全活動をけん引する市民団体やボランティアの次世代の人材育成を図ります。	環境課
2	市民・事業者が環境保全活動へ参加できる機会の充実を図ります。	環境課
3	環境保全に貢献している市民団体を支援します。	環境課
4	環境教育の機会を増やすため、子どもから大人まで参加できる環境イベントの定期開催や市民団体・事業者・学校・地域が実施する環境への取組を支援します。	環境課
5	環境活動の更なる拡大を図るため、環境保全活動を行うグループ間の交流を促進します。	環境課

資料編

用語集

【あ行】

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類される。

イノベーション

新しい方法、仕組み、習慣などを導入すること。新製品の開発、新生産方式の導入、新市場の開拓、新原料・新資源の開発、新組織の形成などによって、経済発展や景気循環がもたらされるとする概念。

エコドライブ

車を運転する上で簡単に実施できる環境対策で、二酸化炭素（CO₂）などの排出ガスの削減に有効とされている。

主な内容として、余分な荷物を載せない、アイドリング・ストップの励行、急発進や急加速、急ブレーキを控える、適正なタイヤ空気圧の点検などがある。

エコライフ

環境にやさしい暮らし（ライフスタイル）をいう。具体的には、自動車の不要な利用を差し控える、バスや電車などの公共機関を利用する、水の節約を心がける、生ごみや食用油を流さない、商品の購入に当たってはリサイクル可能なものなど環境への負荷の少ないものを購入する、廃棄物の発生を少なくする、省エネルギーを心がけ二酸化炭素（CO₂）の発生を抑制することなどがあげられる。

エネルギー基本計画

平成 14（2002）年に制定されたエネルギー政策基本法に基づき、政府が策定するものであり、「安全性」、「安定供給」、「経済効率性の向上」、「環境への適合」というエネルギー政策の基本方針に則り、エネルギー政策の基本的な方向性を示すもの。

（令和 3（2021）年 8 月現在、計画見直し作業中）

温室効果ガス

地球は太陽から日射を受ける一方、地表面から赤外線を放射しているが、その赤外線を吸収し、熱を宇宙空間に逃げないように閉じ込めておく温室の効果をもつ気体。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭

素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFC_s）、パーフルオロカーボン類（PFC_s）、六ふっ化硫黄（SF₆）、三ふっ化窒素（NF₃）の 7 種類としている。

【か行】

外来種

国外や国内の他地域から人為的（意図的又は非意図的）に移入されることにより、本来の分布域を越えて生息又は生育することとなる生物種でブラックバスなどが知られている。

外来種のうち、生態系や農林水産業、または人の健康に大きな被害を及ぼすものものを「侵略的外来種」とよぶ。平成 27（2015）年 3 月に「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）」が策定され、日本及び海外等での生態系等への被害状況を踏まえ、日本における侵略性を評価し、リスト化された。

カーボンニュートラル

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いてゼロを達成することを意味する。

環境基準

環境基本法第 16 条の規定に基づき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定めるもの。

この基準は、公害対策を進めていく上での行政上の目標として定められるもので、ここまでは汚染してもよいとか、これを超えると直ちに被害が生じるといった意味で定められるものではない。

環境基本計画

環境基本計画とは、環境基本法第 15 条に基づき、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めるもの。平成 30（2018）年に第五次計画が閣議決定された。

『第五次環境基本計画』は SDGs、パリ協定採択後に初めて策定される環境基本計画。SDGs の考え方も活用しながら、分野横断的な 6 つの「重点戦略」を設定し、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくこととしている。

また、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱し、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う取り組みを推進していくこととしている。

地方公共団体は計画を策定する義務はないが、環境保全のための基本的な計画として、都道府県や市区町村における計画策定が進んでいる。

環境基本法

環境行政を総合的に進めるため、環境保全の基本理念とそれに基づく基本的施策の枠組を定めた基本的な法律として平成5（1993）年に制定された。

「環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的」としている。

環境教育

持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習のこと。

環境負荷

人の活動により環境に加えられる影響で、環境を保全する上で支障をきたすおそれのあるものをいう。工場からの排水、排ガスのほか、家庭からの排水、ごみの排出、自動車の排気ガスなど、事業活動や日常生活のあらゆる場面で環境への負荷が生じている。

環境マネジメントシステム

事業組織が環境負荷低減を行うための管理の仕組み。組織のトップが方針を定め、個々の部門が計画（Plan）をたてて実行（Do）し、点検評価（Check）、見直し（Action）を行う仕組みで、このPDCAサイクルを繰り返し行うことで継続的な改善を図ることができる。

代表的なものに ISO14001 やエコアクション21がある。

緩和策

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制するための対策。「緩和策」に対して、地球温暖化の影響による被害を抑える対策を「適応策」という。

気候変動適応法

気候変動への適応の推進を目的として平成

30（2018）年に制定された法律。

地球温暖化その他の気候の変動に起因して、生活、社会、経済及び自然環境における気候変動影響が生じていること並びにこれが長期にわたり拡大するおそれがあることに鑑み、気候変動適応に関する計画の策定、気候変動適応影響及び気候変動適応に関する情報の提供その他必要な措置を講ずることにより、気候変動適応を推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

グリーンインフラ

自然環境が有する多様な機能を積極的に活用して、地域の魅力・居住環境の向上や防災・減災等の多様な効果を得ようとするもの。

光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物、炭化水素などが紫外線を受けて光化学反応を起こし生成される二次汚染物質で、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートなどの酸化性物質の総称である。春から秋にかけて、風が弱く晴れた日には、窒素酸化物や光化学オキシダントが大気中に停滞し、遠くがかすんで見えるようになる（光化学スモッグ）。光化学スモッグが発生すると、目がチカチカしたり、呼吸が苦しくなったりする。

固定価格買取制度

（再生可能エネルギーの固定価格買取制度）

再生可能エネルギーにより発電された電気の見取価格を法令で定める制度で、主に再生可能エネルギーの普及拡大を目的としている。再生可能エネルギー発電事業者は、発電した電気を電力会社などに、一定の価格で、一定の期間にわたり売電できる。

【さ行】

再使用（リユース）

いったん使用された製品や部品、容器等を再使用すること。

再生可能エネルギー

自然の営みから半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギーの総称。太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱、大気中の熱、その他の自然界の存在する熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇せず、二酸化炭素（CO₂）を排出しない（増加させない）地球環境への負荷が少ないエネルギーといわれている。

再生利用（リサイクル）

廃棄物等を「原材料」として再利用すること。

次世代自動車

運輸部門からの二酸化炭素（CO₂）削減のため、ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車等を「次世代自動車」として政府が定め、2030年までに新車乗用車の5〜7割を次世代自動車とする目標を掲げている。

自然共生社会

生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿う形で農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとし、様々な自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会のこと。

循環型社会

天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会のこと。従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」に代わり、今後目指すべき社会像として、平成12年に制定された循環型社会形成推進基本法で定義されている。

循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画で、平成30(2018)年に第四次計画が閣議決定された。

『第四次循環型社会形成推進基本計画』においては、環境・経済・社会の統合的向上に向けた重要な方向性として、「地域循環共生圏形成による地域活性化」「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」「適正処理の更なる推進と環境再生」などを掲げている。

省エネルギー

エネルギーを消費していく段階で、無駄なく・効率的に利用し、エネルギー消費量を節約すること。

食品ロス

売れ残りや期限切れの食品、食べ残しなど、本来食べられるのに廃棄されている食品のこと。日本国内における「食品ロス」による廃棄量は、平成29(2017)年で約646万t発生しているとされており、日本人1人当たり換算すると、お茶碗約1杯分(約139g)の食べ物が毎日捨てられている計算になる。

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19)

新型コロナウイルス (SARS-CoV-2) の感染によって引き起こされる急性呼吸器疾患 (COVID-19)。令和元(2019)年に発生し、令和3(2021)年現在世界的に流行している。

スマートシティ

ICT等の新技術を活用しつつ、マネジメント(計画、整備、管理・運営等)の高度化により、基礎インフラと生活インフラ・サービスを効率的に管理・運営し、環境に配慮しながら、人々の生活の質を高め、継続的な経済発展を目的とした新しい都市のこと。

生態系

空間に生きている生物(有機物)と、生物を取り巻く非生物的な環境(無機物)が相互に関係しあって、生命(エネルギー)の循環をつくりだしているシステムのこと。

空間とは、地球という巨大な空間や、森林、草原、湿原、湖、河川などのひとまとまりの空間を表し、例えば、森林生態系では、森林に生活する植物、昆虫、脊椎動物、土壌動物などあらゆる生物と、水、空気、土壌などの非生物が相互に作用し、生命の循環をつくりだすシステムが保たれている。

生物多様性

遺伝子・種・生態系レベルなどで多くの生きものの種が存在すること。様々な生きものが存在する「種の多様性」だけでなく、同じ種の中の「遺伝子の多様性」や、動物、植物、微生物がおりなす「生態系の多様性」も含まれる。

生物多様性基本法

平成20(2008)年に制定された、生物多様性の保全及び持続可能な利用について基本原則を定め、国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体の責務を明らかにするとともに、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の基本となる事項を規定した法律である。

生物多様性に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、生物多様性から得られる恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的とする。

生物多様性国家戦略 2012-2020

「愛知目標」の達成に向けた日本のロードマップで、年次目標を含む日本の国別目標(13目標)とその達成に向けた主要行動目標(48目標)を定め、目標の達成状況を測る指標(81指標)を設定している。また、令和2(2020)年度までに重点的に取り組むべき施策の方向性として、生物多様性を社会に浸透させる、地域における人と自然の関係を見直し再構築する、森・里・川・海のつながりを確保する、地球規模の視野を持って行動する、科学的基盤を強化して政策に結びつける、という「5つの基本戦略」を設定している。

【た行】

太陽光発電

シリコン等の半導体に光を照射することにより電力が生じる性質を利用して、太陽光によって発電を行う方法のこと。

脱炭素社会

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量と森林などによる吸収量が相殺され、温室効果ガス排出量が「実質ゼロ」を目指す社会のこと。

地球温暖化

人間の活動の拡大により二酸化炭素（CO₂）をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。

地球温暖化対策計画

地球温暖化対策の推進に関する法律第8条に基づき、総合的かつ計画的に地球温暖化対策を推進するため、温室効果ガスの排出抑制・吸収の目標、事業者・国民等が講ずべき措置に関する具体的事項、目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策等について国が定める計画。

地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）

気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）で採択された「京都議定書」を受けて、まず、第一歩として、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた法律。平成10（1998）年10月の参議院本会議で可決され、公布された。地球温暖化対策に関して国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、地球温暖化対策に関する基本方針を定めることにより対策の推進を図り、現在そして将来の国民の健康で文化的な生活の確保、人類の福祉への貢献をすることを目的としている。

低炭素社会

化石燃料への依存を低下させ、再生可能エネルギーの導入やエネルギー利用の効率化、ライフスタイルやビジネススタイルの転換等を図ることにより、二酸化炭素（CO₂）排出量の削減を実現した社会のこと。

適応策

気候変動の影響が避けられない場合、その影響に対処し、被害を回避・軽減していく対策。自然災害対策や熱中症対策、ヒトスジシマカなどが媒介する感染症への対策などがある。

デング熱

ヒトスジシマカなどが媒介するデングウイルスが感染しておこる急性の熱性感染症で、発熱、頭痛、筋肉痛や皮膚の発疹などが主な症状。

ルスの感染しておこる急性の熱性感染症で、発熱、頭痛、筋肉痛や皮膚の発疹などが主な症状。

電力排出係数（CO₂排出係数）

電力1kWhを発電する際にどれだけの二酸化炭素（CO₂）を排出したかの目安となる。電力使用量（kWh）に電力会社の電力排出係数（kg-CO₂/kWh）を乗じることで、使用した電力によって排出された二酸化炭素（CO₂）を算出する。

特定外来生物

平成16（2004）年に制定された特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づき、外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定される。

特定外来生物は、生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれる。飼育・栽培、運搬、輸入、野外への放出、譲渡などが規制される。

特別緑地保全地区

特別緑地保全地区制度は、「都市緑地法」に基づき、都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行動の制限などにより現状凍結的に保全する制度。

【な行】

燃料電池

燃料電池は、水素と酸素を化学反応させて、直接電気を発生させる装置で、発電の際には水しか排出されないクリーンなシステムである。燃料電池を応用した製品として、家庭用のエネファーム、燃料電池で発電し電動機の動力で走る燃料電池車などがある。

【は行】

バイオマス

動植物から生まれた再生可能な有機性資源のことで、代表的なものに、家畜排泄物や生ごみ、木くず、もみがら等がある。

バイオマスは燃料として利用されるだけでなく、エネルギー転換技術により、エタノール、メタンガス、バイオディーゼル燃料などを作ることができ、これらを軽油等と混合して使用することにより、化石燃料の使用を削減できるので、地球温暖化防止に役立てることができる。

発生抑制（リデュース）

廃棄物の発生自体を抑制すること。リデュ

ースのためには、事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化など製品の設計から販売にいたる全ての段階での取り組みが求められる。また、消費者は、使い捨て製品や不要物を購入しない、過剰包装の拒否、良い品を長く使う、食べ残しを出さないなどライフスタイル全般にわたる取り組みが必要。

パリ協定

平成 27 (2015) 年 12 月にフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21) において採択された「京都議定書」以降の新たな地球温暖化対策の法的枠組みとなる協定である。

世界共通の長期目標として、地球の気温上昇を「産業革命前に比べ 2℃よりもかなり低く」抑え、「1.5℃未満に抑えるための努力をする」、「主要排出国を含むすべての国が削減目標を 5 年ごとに提出・更新する」、「共通かつ柔軟な方法で、その実施状況を報告し、レビューを受ける」ことなどが盛り込まれている。

ヒートアイランド現象

都市部が郊外と比べて気温が高くなり等温線を描くとあたかも都市を中心とした「島」があるように見える現象。都市部でのエネルギー消費に伴う熱の大量発生と、都市の地面の大部分がコンクリートやアスファルトなどに覆われた結果、夜間気温が下がらないことにより発生する。

不法投棄

廃棄物を法令や条例に基づき適正に処理せず、みだりに道路や空き地(自らの土地を含む)等に捨てる行為。

【ま行】

マイクロプラスチック

一般に 5mm 以下の微細なプラスチック類。近年は海洋生態系への影響が懸念されている。プラスチックごみが波や紫外線等の影響により小さくなることや、洗顔料や歯磨き粉にスクラブ剤として使われてきたプラスチックの粒子や合成繊維の衣料の洗濯等によっても発生する。製造の際に化学物質が添加されていたり、プラスチックの漂流の際に化学物質が吸着することにより、有害物質が含まれていることがある。含有・吸着する化学物質が食物連鎖に取り込まれることによる生態系に及ぼす影響が懸念されている。

水循環基本法

健全な水循環の維持または回復に向けた総合的な施策を推進するため平成 29 (2017)

年に制定された法律。

「水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進し、もって健全な水循環を維持し、又は回復させ、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与すること」を目的としている。

【英数】

BOD (生物化学的酸素要求量)

Biochemical Oxygen Demand の略称。水中の有機物が好気性微生物 (バクテリア・プランクトン) によって分解される際に消費される酸素の量であり、水中の有機物による水質汚濁の目安となる。

COP

締約国会議 (Conference of the Parties) を意味し、環境問題に限らず、多くの国際条約の中で、その加盟国が物事を決定するための最高決定機関として設置されている。気候変動枠組条約のほか、生物多様性や砂漠化対処条約等の締約国会議があり、開催回数に応じて COP の後に数字が入る。

IPCC

気候変動に関する政府間パネル (Intergovernmental Panel on Climate Change)。昭和 63 (1988) 年に、国連環境計画 (UNEP) と世界気象機関 (WMO) により設立。世界の政策決定者に対し、正確でバランスの取れた科学的知見を提供し、「気候変動枠組条約」の活動を支援する。5~7 年ごとに地球温暖化について網羅的に評価した評価報告書を発表するとともに、適宜、特別報告書や技術報告書、方法論報告書を発表している。

3 R

循環型社会を形成していくためのキーワードで、「Reduce (リデュース：発生抑制)」、「Reuse (リユース：再使用)」、「Recycle (リサイクル：再生利用)」のこと。